

令和3年6月8日から
令和3年6月9日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 定 例 会 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和3年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月8日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
請願第1号 憩の家かや沼の改築改修に関する請願について(総務経済委員会審査報告)	6
一般質問	7
鴻池智子君	7
渡邊定之君	10
後藤勲君	16
深見迪君	22
類瀬光信君	37
鈴木裕美君	47
選任第3号 常任委員会委員の選任について	54
報告第7号 専決処分した事件の承認について	55
延会の宣告	59

第2号(6月9日)

開議の宣告	63
報告第7号 専決処分した事件の承認について	63
報告第8号 専決処分した事件の承認について	67
報告第9号 繰越明許費繰越計算書の調製について	68
諸般報告	70
議案第42号 工事請負契約の締結について	74
議案第43号 財産の取得について	71
議案第44号 車両の取得について	74
議案第45号 車両の取得について	74
議案第46号 車両の取得について	74
議案第47号 標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案第48号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	78
議案第49号 令和3年度標茶町一般会計補正予算	83

議案第50号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	83
意見書案第6号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書	85
意見書案第7号 地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書	86
意見書案第8号 国民健康保険税(料)のさらなる負担軽減を求める意見書	87
意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の 実現など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書	87
意見書案第10号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	88
閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会)	88
閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会)	88
閉会中継続調査の申し出について(広報委員会)	88
閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)	88
日程の追加	89
議案第49号 令和3年度標茶町一般会計補正予算	89
議案第50号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 (議案第49号・議案第50号審査特別委員会報告)	89
閉議の宣告	89
閉会の宣告	90

令和3年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年6月8日（火曜日） 午前10時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定

第 3 行政報告及び諸般報告

第 4 請願第1号 憩の家かや沼の改築改修に関する請願について

(総務経済委員会審査報告)

第 5 一般質問

第 6 選任第3号 常任委員会委員の選任について

第 7 報告第7号 専決処分した事件の承認について

○出席議員（12名）

1番 渡邊定之君	2番 類瀬光信君
3番 長尾式宮君	4番 松下哲也君
5番 熊谷善行君	6番 鈴木裕美君
8番 深見迪君	9番 本多耕平君
10番 黒沼俊幸君	11番 鴻池智子君
12番 後藤勲君	13番 菊地誠道君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	齊藤昇一君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君

水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	穂刈武人君
農委事務局長	川村勉君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和3年標茶町議会第2回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

5番・熊谷君、 6番・鈴木君、 8番・深見君、

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの2日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月9日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと思います。

なお、次の点について補足いたします。

1点目はこの度、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、ご報告いたします。

令和2年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております標茶中茶安別線道路改良舗装工事について、設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、当初契約金額 1 億8,920万円を64万9,000円減額し、1 億8,855万1,000円に変更したものです。

理由としましては、工事の施工にあたり、受注者が行った現地詳細測量及び調査の結果、U型側溝の延長の変更、及び当初、不確定であった、特殊かごの形状および数量、構造物撤去工、伐開物処理数量などが確定されたことにより設計書の精査の結果、金額が減となったものです。

2点目は、例年開催されております「森と川の月間」関連事業が昨年に引き続き、新型コロナウイルスの影響を受け一部中止又は延期となった事業がございましたが、全て終了しましたので、結果についてご報告申し上げます。

森と川の月間事業は、標茶町自治会連合会をはじめとする7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

今年度は、植樹や清掃など4本の事業に、企業や団体からの協賛もいただき、一部は関係者のみで実施をいたしました。

事業の内容につきましては、第28回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第27回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹の2事業で1,600本の植樹が行われ、第20回虹別萩野魚付保安林再生事業植樹は中止、厚岸町民の森植樹、第19回摩周・水・環境フォーラムは秋に延期となったところでございます。

また、清掃活動といたしましては、自然の番人宣言の統一行動として第21回町内クリーン作戦、西別川清掃の2事業が行われ、450キログラムのごみが回収されました。なお、釧路川治水100年記念事業・釧路湿原クリーンデーは中止となったところでございます。

これらの活動を通じ「自然と産業と人が共存する社会を形成する」という趣旨のもと、実施したところでありますし、新型コロナウイルスの影響がなくなった後におきましては、この「森と川の月間」活動の充実と、より多くの方の参加が得られるよう努めてまいりたいと存じます。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和3年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細にご報告しておりますが、以下3点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、令和2年度町内各中学校卒業生の進路状況及び令和3年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢53名で、全員が進学しました。

進学先の内訳は、標茶高校へ29名、釧路管内公立高校へ18名、管外の公立高校及び私立高校などへ6名となっております。

次に、令和3年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数につきましては、幼稚園は、4歳児8名の入園者で、昨年と比べ1名の減。小学校は、57名の入学者で、

6名の増。中学校は、61名の入学者で、5名の減であります。標茶高校は、58名の入学者で、6名の減となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は、16名在籍し、昨年と比べ7名の減。小学校は、361名在籍し、7名の減。中学校は、210名在籍し、9名の増であります。町内小中学校の在籍総数は、571名で昨年と比べ2名の増となりました。標茶高校は、184名在籍で、昨年と比べ21名の減であります。

学級数につきましては、小学校が43学級で3学級の増、中学校は20学級で2学級の増であります。そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が17学級で、在籍児童数48名、中学校は7学級で、在籍生徒数20名であります。

次に、教職員数であります。小学校は75名で昨年と比べ4名の増。中学校は47名で、2名の増であります。全体では6名の増となりました。また、今年度も、教員定数加配として、指導方法工夫改善で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ2名、知的学級で標茶小学校へ1名と情緒学級加配で標茶小学校へ1名、虹別小学校へ1名、少人数学級加配で標茶小学校へ1名、外国語専科加配で標茶小学校へ1名、合計8名の特別配置をいただいております。

なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に7名、虹別小学校に1名、標茶中学校に3名配置いたしました。

2点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

4月24日根室市で開催された「第22回北海道小学生ABCバドミントン大会釧根予選会」において、塘路小学校5年鷺見元春くんが優勝、虹別小学校5年末柄大空くんが第3位と優秀な成績を収められ、6月26日、27日に深川市で開催される全道大会の出場権を獲得いたしました。

今後もさらなる活躍を期待するものであります。

3点目は、標茶町立図書館への図書寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブから児童図書19冊（5万円相当）の寄贈をいただきました。

昭和50年から毎年子どもたちの読書推進を願い、今年で累計2,327冊（総額315万円相当）となりました。

心より感謝の意を表すものです。

以上で今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。請願第1号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則39条第1項の規定により委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・松下君。

○総務経済委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 請願審査報告について。

本委員会に付託された請願は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

記

1、請願第1号 件名、憩の家かや沼の改築改修に関する請願について。

請願趣旨は、「町民の声を聞いてください」であります。

審査の結果、「採択すべきもの」といたします。

なお、開催に当たっては、コロナ禍のもと非常事態宣言下の中では、いのちと生活を守るためには、細心の注意をはらい、少人数のもとで開催されることを申し添えます。

以上で、請願審査の報告について終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は「採択すべきもの」であります。

本件を委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、請願第1号は、採択と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） おはようございます。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですけれども、災害備蓄品の有効利用について。

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大により、生活が困窮されている人たちへの支援につなげるため、国をはじめ、各自治体によって様々な政策が打ち出されています。その一つとして、災害備蓄品の無償配布を進めていることが報道されています。

我が町でも経済的な家庭環境等の理由により、女性の生理用品の購入が難しいとの話を聞く機会があり、実際に困っている人がいることが分かりました。

そこで、町で管理している備蓄品のうち、更新予定があり、使用期限などが近づいた生理用品をひとり親家庭の中に女の子がいる世帯を対象に無償配布したり、小・中・高校の保健室に置く等の有効利用が可能かどうかを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の災害備蓄品の有効利用についてのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘の災害備蓄品の無償提供につきましては、一例を申し上げますと、缶入りパンは、例年9月1日の防災の日に合わせて学校給食のメニューとして児童生徒に提供させていただいているほか、防災訓練や研修会の際などに試食として提供させていただく、また、議員から令和元年6月にご質疑いただきました液体ミルクにつきましては、保育園または福祉担当に提供するなど、ローリングストックの手法で有効活用を図ってまいりました。

ご質問があります生理用品などの衛生資材については、過去、無償提供した経験はございませんが、他の自治体では更新時期に合わせて無償で住民に提供する自治体があり、大変参考になるものと考えております。備蓄品につきましては、更新時期あるいはメーカー推奨期限などに注意をしながら更新しなければなりません。それらにつきましては、廃棄することなく必要とされる方に届くような仕組みづくりを研究させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 前向きに取り組んでいただけるという方向でよいのかなと思いますけれども、もし早くできるのであれば、実施時期というのは大体いつ頃という感じで進めていただけるものでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 担当からお答えさせていただきます。

衛生資材、ご指摘の生理用品等、有効期限というか、使用期限がありますので、その更新時期に合わせたいというのがあります。今ご指摘の部分につきましては、ふれあい交流センター

の中に備蓄させていただいております。正直言いますと、使用期限がいつなのかというのが、あまりそういうというのは、パッケージですとか、そういうふうに明記されておりませんので、私ども現在、ご指摘いただいてから調査を進めさせていただいております。

また、去年、コロナ禍で備蓄した部分、マスクですとかアルコールの消毒剤も含めて、そういった部分も有効期限というのがあるでしょうから、その更新時期に合わせて更新をしようということで、今回ご指摘いただいて他町の取組もホームページ等で拝見させていただきまして、大変参考になりますので、そういったことも併せて今後更新したいなと考えておりますので、時期については今のところまだはっきり申し上げられませんが、適当な時期が来たら更新していくことで進めさせていただきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） こういう問題というのは、すごくデリケートな部分のことですので、当事者からはなかなかSOSというのが発しづらいものです。外から分からない見えにくい部分の支援というものが、今後、町としても必要になってくるのではないかと考えておりますが、こういう部分についての町の今後の取組というか、何かそういうものがありましたら、ちょっとお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

私も他町の先行事例、ホームページで見た限りなので、どこまで議員ご指摘の部分に対応できるか分かりませんが、他町ではそういった部分、粉ミルク、子供用のオムツ、生理用品、数量限定ですけれども、なくなったら備蓄品ですので終わりという条件がついていますけれども、ご指摘のようにデリケートな部分がありますので、その受渡し方法、それからニーズをどうやって把握するかというのが大変これから大きな問題かなというふうに考えております。

一例、ニーズの把握については、まだまだ私ども答えを導いておりませんが、受渡し方法については、そういった福祉部門の窓口で何も発しなくても、専用のカードを職員に提示するだとか、スマホの専用の画面をちょっと見せるだけで職員が倉庫に行って、倉庫というか備蓄のところに行って、外から見えにくいような袋なり、そういった分からないような袋の中に、知らないうちに渡すといえますか、そういったところにも配慮しているという自治体が多数あることが分かりまして、そういったことも参考にさせていただきながら、ニーズの把握も含めまして検討させていただきたいなというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） ぜひとも前向きに、できれば早くそういう支援をしていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

次は、女性の地位向上の取組についてということです。

国連が掲げているSDGsの目標の一つにジェンダー平等が挙げられておりますが、国際的に見ても日本は遅れていると言われております。2003年に政府は「2020年までに指導的地位の女性比率を30%に」との目標を掲げていましたが、達成困難となり、昨年には「2020年代の可能な限り早期に30%」と目標を先送りいたしました。

そこで、我が町においての女性の指導的地位に就いている人は何名中何名で、その比率は何%になっているかというのを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の女性の地位向上の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

ご質問にありますジェンダー平等は、国連が掲げているSDGs、持続可能な発展目標の一つで、性別の差別がない未来、誰しものが平等に機会を得られるよう世界をつくろうとするものであると理解しております。その具体的なターゲットの一つに政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加及び平等なリーダーシップの機会を確保するというものがあり、国際的には広範な取組により達成を目指すこととされておりますが、我が国においては女性の地位向上は十分に進んでいない状況が指摘されております。

1点目のご質問の我が町の女性の地位向上の実情についてでございますが、本町はこれまでも各期の総合計画で男女共同参画の促進を掲げ、審議会や委員会、委員への積極的な女性の参画を進めるとともに、女性団体の主体的な活動の促進やその支援に努めてきたところでございますので、ご理解願います。

次に、本町職員の状況ですが、本年4月1日現在、一般職の常勤職265名についてお答え申し上げます。議員お尋ねの指導的地位の職を課長補佐職またはその相当職とした場合、該当者45名のうち13名が女性で、その比率は28.9%となっております。政府が掲げる目標であります30%程度に近い数値となっておりますが、もとより管理職への登用は、性別に基づくものではなく、公平公正に判断した結果であり、今後も同様に進めていきたいと考えております。そのためにも、出産などによる時間的な制約や、昇進意欲の低下や能力を伸ばす機会の喪失につながるような、キャリア形成の支援や環境整備に努めてきているところであり、男女ともに平等な社会で働きやすい、全ての職員が生き生きと働ける環境づくりに努め、それが町民のサービス向上にもつながるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） このパーセントを見ると標茶はすばらしく進んでいるなということが分かりましたので、あえてそんなに質問しないつもりではいるのですが、まず30%にほぼほぼ近いということなので、あと一、二年でもしかして30%に届くのではないかというふうな気もするのですが、そのときにクォータ制度とかというものを町の中でも取り入れて検討などはしているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 何制度。

○11番（鴻池智子君） クォータ制度。

○議長（菊地誠道君） なかなか難しい。

休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 大変失礼しました。

それでは、実にすばらしい数字が出ておりますので、今後もこの女性の地位を高めるための努力というものを前向きに検討していただきたいということで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 質問通告に従い、1つ目の質問をいたします。

雪解け時、大雨等により、下流施設等の水害、環境汚染を防ぐ手だてをについて質問いたします。

本町には川が多く、春先の雪解け水、降雨により土手などが崩れ、河川に流れ込む箇所が見られますが、実態の調査等はしたことがありますか。あれば、直近の調査結果をお聞きいたします。

例えば虹別では、下流にはふ化場、キャンプ場などの施設があり、影響が出る可能性があると考えます。過去の被害があれば、お聞きいたします。また、対策等はどのように考えていますか。

被害を防ぐには河川敷地の確保、植林なども考えられますが、具体的な対策が取られていますか。

草地更新、造成などによる影響もあると思いますが、実態はどうですか。

昨今の異常気象から、想定される被害と対策が検討されるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の雪解け時、大雨等により下流施設の水害、環境汚染を防ぐ手だてをのお尋ねにお答えいたします。

1点目の雪解けや降雨により崩れた土砂が河川に流れ込む箇所の実態調査をしたことがあるのかのご質問ですが、河川への土砂流入への調査は実施しておりませんが、橋りょう点検や道路パトロールのときに、橋上から河道の目視点検を実施しております。また、近隣地域住民などからの情報提供によって現地確認を行っております。

2点目の虹別のふ化場、キャンプ場施設における過去の被害発生状況についてのご質問ですが、直接的な被害報告を受けたことはございませんが、濁り水に関する情報提供を受け、現地確認をし、状況に応じた対応を実施してきているところであります。

3点目の被害防止のための河川敷地の確保、植林の実施など具体的な対策が取られているかとのご質問ですが、普通河川の敷地については、河川が公物であることからすると、その区域である土地は町が取得すべきものではありませんが、現状では、河川改修実施に伴い河川区域が決定したものを改修することとしており、改修計画のない河川については、河道が変化することから河川決定が困難であるため、積極的に取得することはできないと判断しております。

植林の実施についてですが、河川保護を目的とした植林は行っておりませんが、「森と川の月間」など環境を守る活動が展開されており、その中では広い意味で河畔林と位置づけできる植樹活動も行われております。

4点目の草地更新、造成などの影響もあるのではとのご質問ですが、一般的に雨水が流下する速度は森林地帯よりも耕地のほうが速くなるため、現地の地形にもよりますが、短時間の強い雨の場合など、一気に水が集まる状況になることは推測されます。

5点目の今後、想定される被害と対策の検討についてのご質問ですが、被害については河道の洗掘や土砂流出等が想定されます。河道の対策につきましては、河川改修による護岸や落差工の設置による流速の低減、砂防ダムの建設などが考えられますが、いずれも自然環境への影響などを解決しながら、下流の漁業関係者との協議が必要となります。

また、川への土砂流入対策につきましては、地元関係者や関係機関と協議しながら、河畔林などの緩衝帯の設置も含めた対策について配慮していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○町長（佐藤吉彦君） すみません。ちょっと表現の誤りがありましたので。普通河川の敷地については、現在、河川改修の実施に伴い河川区域の決定したものを「買収」することとしておりというふうに、先ほど「改修」と言ってしまいましたので、表現が違いましたので、訂正させていただきます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 最初の質問の土砂などが崩れ川に流れ込む箇所という部分で、私の観察といたしますか、そういう立場で質問しますけれども、非常に最近、草地更新とかそういう造成で、1団地の面積が過去と違って20ヘクタール、30ヘクタールという広大な草地面積になっています。よって、そういう草地から低みに集まってくる水の量というのが、非常に一気に集まってくるという現象があると思います。そういう意味で、過去に小川に架けた作業用工作道路などは、その水の勢いであつという間に流されてしまう実態があります。そういう意味では、そういう大雨等が起こり、川の増水などがあつた後、そういう状況に見舞われている河川があるかどうか。また、あれば、それがどういう場所なのか地図に落としておくというような作業はされていますか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

大雨の後の河川の部分ですけれども、地元の農作業をやっている方とか、利用者とか、地権者の方、また、釣りをしていた方とかから、あそこの部分崩れているよとかという情報をもらった中では、現地の調査に行って対策を行っている河川がございます。

大きな対策をやっている河川については、毎回ではございませんけれども、現況、大雨が降った後にまた崩れていないかという確認とかはしております。ただ、それを地図に落としたりとかというのは、対策している河川も少ないですし、また、議員おっしゃるとおり、草地から流入する部分については直接河川に行く部分ではない部分とかもございます。また、河川敷地が山の中という部分もございまして、なかなか現地の確認とかというのはできない状況にあることをご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう中でも、先ほども言いましたように、非常に草地更新等により1団地が巨大化しているというようなこともあって、大変水があつという間にそういうところに集まってくるということから、簡易な補修、改修ではもたないような状況があるという具合に思います。その辺を調査していただきたいというふうに思います。

次に、2つ目です。西別川のことについて若干質問いたしました。西別川の下流に、本流ではありません、支川、シュワンベツ、1号、2号といいますか、そういう川の下にシュワンベツダム、虹別のオートキャンプ場があるわけですけれども、以前も質問したのですけれども、湖水に非常に土砂がどんどん積もっていつている状況、この状況というのは、いずれ虹別キャンプ場にとっては大変な痛手になるといいますか、環境悪化の原因になると思うのですけれども、そのことについては、これは大雨と雪解け水等の影響と関係あると思うのですけれども、その辺の認識はいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

シュワンベツダムの土砂だまりについては以前も質問いただいております、しゅんせつするとかという方法もあるのではないかという答弁をさせていただいたと思っております。

一般的にダムの場合につきましては、これは本当に一般的なダムですけれども、本来であれば通水する、ダムを開けることによって土砂を流す。土砂を流す方法によってダムの深さを確保するというのが、私も専門家ではないのでインターネットで調べたところですが、そういうふうなことが言われております。ただ、そういう通水することによって、土砂が下流域に大量に流出する可能性があるという部分につきましては、これは以前からも答弁させていただいておりますけれども、下流域の漁協さん、漁業関係者の皆さんの理解が得られないとできないことと思っております。

それで、堆積の部分につきましては、一般にダムがあると、大雨に関係なく自然に土砂が堆積していく部分がございます。大雨だけの原因とはちょっと判断できない部分がございますので、ご理解願いたいと思いますし、シュワンベツ川の上流につきましては、昨年、一部崩れている箇所があるということで情報提供いただきまして、その部分については流出防止の対策もさせていただいているところがございますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、建設課長から答弁をさせていただきましたけれども、若干補足をさせていただきたいと思います。

先ほど渡邊議員、1点目の質問の中で、簡易な改修で済まなくなるような、そういう状況が起きていると。そういった地点について、町のほうで調査をという、そういうご趣旨で発言をされていたかというふうに思っております。建設課長の答えの中の柱というのは、河川を管理する立場でのお答えでありまして、そこに人為的な手によって土砂が普通よりも多く流れることを防ぐことに関しては、河川管理者としてはそこまでまだ手を及ぼすことはできないのだろうという、そういう考えでおります。

ご指摘のとおり、川については、上流から下流に砂や石が運ばれるというのは、それは当然の摂理なのですけれども、議員が先ほど来おっしゃっているように、何らかの人為的な手によってそれが加速されるのであれば、それを押しとどめることができないのかという、そういうご趣旨だったかというふうに理解しておりますが、それに関しては、私ども町が行う調査というよりかは、流域全体で川や水をどうしていくのか、そういった観点での運動が必要になってくるのかなというふうに思います。

ちょっと漠然とした発言になってしまうのですけれども、調査をして見つけるということも大変難しいと思いますし、それであれば、これまでも、特に今ご指摘いただいている地域については、川や水や、それから自然環境に非常に熱心に取り組んできている地域でありますので、いま一度、関係するみんなが集まって、流域で水や川をどうやって守っていくか、そういった運動を起こすのが一つなのかなというふうに感じているところでありますので、その辺含めてご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味では、今、副町長がおっしゃられましたように、非常に意味大きな問題、それから実際にそれを手当てしようとする、大変な予算が必要となる案件だという具合に思います。そういう意味では、昨今の異常気象から見てもある意味、先ほど申しましたように川に土砂が流れ込むような箇所が発見、そういう調査もやっぱり積極的に行うべきではないかという具合に思います。その辺、最後にお答えいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 議員のおっしゃるとおり、流入する部分についての調査については、山の中の部分もありますので、自分たちでは発見できない部分がございますので、地元の方の協力を得ながら箇所の発見、対応について検討していくこととしたいと思っております。ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 補足をさせていただきます。

私どもができる部分と、それからさっき言ったように、議員をはじめ地域の皆さんが取り組んでいただければ、なおさら効率が上がる分野もあるかと思っておりますので、その辺についてはご理解を頂きたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 1つ目の質問を終わります。

次に、新型コロナワクチン接種について町民の苦情と要望に応えるべきではないかについて質問いたします。

新型コロナワクチン接種について、1回目、2回目ともに町民からの苦情が寄せられていると思いますが、どのような苦情がどの程度来ているのか伺います。

厚生労働省の「新型コロナワクチンについてのお知らせ」では、接種を受けるための手続として、電話やインターネットで予約をしていただくとありますが、本町はこれに従って受付業務を行ったのでしょうか。また、この方法で大変な混乱が生じましたが、これについて今後、今回の教訓を生かして方法を考えるべきではないですか。

インターネットの操作も分からない、電話が通じないからなどで「もう接種は諦める」との声も聞こえます。この人たちが必要なワクチン接種を受けるように、再度、周知、呼びかけをしてはどうですか。

厚労省の接種順位を見ると、1、医療従事者、2、高齢者（令和3年度中に65歳に達する方）、3、高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方、4、それ以外の方となっています。高齢者施設等に従事している人や訪問介護ヘルパー、ケアマネジャー等の優先順位を上げるべきではないですか。介護現場では利用者に接するとき日々怖い思いをしていると聞きますが、いかがですか。一人暮らしで、仕事の関係上、電話申込みが困難な人がいます。手だてを講じるべきではないですか。

以上、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の新型コロナワクチン接種について町民の苦情と要望に応えるべきではないかのお尋ねにお答えします。

議員ご案内のとおり、新型コロナワクチンにつきましては、本年2月14日にファイザー製のコロナウイルスワクチンが特例承認となり、2月17日から医療従事者への優先接種が開始され、3月中にも高齢者への接種が始まる予定でしたが、ワクチンの供給状況が不安定であったため、高齢者向けのワクチンは4月12日に配送が開始されました。

本町では、5月12日の高齢者の接種開始に向け、4月28日にコールセンター及びウェブサイトで予約を開始したところ、3時間で予約枠が全て埋まってしまいました。また、2回目の予約につきましても、660人分の予約枠で募集を行いました。1時間半で予約枠が全て埋まり、高齢者の皆さんにはご心配をおかけしたところでもあります。高齢者のワクチン接種の終了時期ではありますが、当初9月中の終了を予定したところではありますが、町立病院の医師や札幌大の教授のご協力もあり、7月末までに高齢者への2回目の接種を終了できる見込みとなったところでもあります。

1点目の1回目、2回目にどのような苦情がどの程度寄せられているかのお尋ねにつきましては、苦情の主なものについては、電話が繋がらない、つながっても予約が埋まっているなどのご意見を頂いているところでもあります。苦情の件数については集計しておりませんが、ふ

れあい交流センターへの専用電話ダイヤルへの問合せは、これまで311件となっており、そのほとんどが副反応や集団接種など、ワクチン接種に関する相談とのことであります。

2点目の電話やインターネットでの受付を厚労省に従って行ったのかのお尋ねですが、本町では、これまでインフルエンザワクチンの集団接種を行ってきた経験から、当初は電話での予約を想定して事業の構築を図りました。しかし、インフルエンザの場合でも電話受付に相当な人員の確保が必要なことや、今後、若年層への接種を進めていかなければならないこと、さらにワクチン接種事業は長期にわたるため、限られた人員の中でワクチン接種の業務と予約等の業務を同時並行で行うことは困難と判断し、外部事業者へ委託し、多様な予約方法をあらかじめ構築することを選択したものです。

議員ご指摘のように、一部電話がつながりにくい状況にあります。これは全国的に7月末の高齢者接種の完了に向け、予約枠が一定の期間に集中していることが要因として考えられます。事業者では受け口回線の増強などの対策を行っているところではありますが、抜本的な解決には至っていない状況です。

抜本的な解決ではありませんが、2回目の予約よりキャンセル待ちを設け、電話での対応が難しい高齢者に対し、キャンセル待ちに登録することで接種に結びつけているほか、本日6月8日より3回目の予約開始に当たり、1日ではありますが、開発センターや各公民館にワクチン予約支援の職員を配置し、予約のお手伝いをさせていただいています。

今後は、より若い世代に接種が移るため、接種券の発送件数を調整するなどの工夫をし、電話とウェブサイトでの予約方法を継続していく考えでありますので、ご理解を願いたいと思います。

3点目のワクチン接種を諦めた人へ再度、周知、呼びかけをお尋ねですが、予約が難しい要支援・要介護認定者へは、現在、ケアマネジャーを通じてワクチン接種の意向調査を実施しているところです。

また、最終的に未接種の高齢者につきましては、何らかの方法によってワクチン接種の希望についての意思の確認は必要と考えているところであります。

4点目の介護従事者の優先順位を上げるべきではないかのお尋ねにつきましては、訪問介護ヘルパーなどのいわゆる介護従事者につきましては、国の優先順位では当初一般と同じ接種順位でありましたが、現在は基礎疾患を有する人たちと同じ接種順位となっており、町といたしましては、訪問先でコロナ患者が発生した場合でも訪問いただける事業所を通じて接種の希望を調査しているところであります。

また、日中の電話が困難な人への対応のことですが、コールセンターは午前8時から午後8時まで受付業務を行っており、ご自分の都合のつく時間帯に電話をしていただければと考えますし、3点目のご質問にお答えしたとおり、最終的には接種の意思確認を行う中で意思の表示をしていただければと考えております。

いずれにいたしましても、町民全体へのワクチン接種事業はこれまでに経験のない事業であり、一日でも早く接種を希望される町民が安心して事故のないようワクチン接種事業を進めたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今、説明の中で、接種順位の考え方などもお答えいただきました。現場で介護の対応をしている方の不安な思いと、それを考えるとなかなか、私的には本当に大変な思いをしているのだなという具合に理解できますし、そういう順位のつける難しさというのでも理解できます。

そこで、今、高齢者、そして基礎疾患、そういう順番に進んでいっていると思うのですが、全国的に取り組まれているような、例えば標茶なんかは共済とか農協とかという、そういうルートから接種が来るというような可能性というのは、標茶が対応するお医者さんの数なんかもあると思うのですが、そういう可能性は考えられませんか。よそのルートからそういう接種、いろんな集団接種みたいなね。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

今、接種の方法につきましては、国のほうでいろいろと接種体制の強化という部分で、自治体が行う接種、それからもうちょっと大きな規模の自治体が行う大規模接種、それから最近、昨日から受付を開始したというところでいきますと、職域接種というところがあるのかと思います。議員ご質問の趣旨を職域接種と捉えた場合に、今のところ町内の中で職域接種を希望する職域、例えばJAさんが直接自分たちの農家さんや従業員さんたちのためにやるような職域接種という部分につきましては、まだ相談含めて町のほうには届いていないところでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 本当に混乱を来している状況で大変な取組になるという具合に思いますし、先ほど最後で申しあげました一人暮らしで仕事の関係上電話申込みも困難な人がいるという部分では、やっぱり現実的にこういう状況に至っている方はいると思いますし、これから一般接種になると、そういう時間の中で申込みが不可能だと、かなり難しいという人も現れると思います。そういう人方の状況をつぶさに入手しながら、コロナのワクチンの接種に対応していただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終了いたします。

後藤君。

○12番（後藤 勲君）（発言席） 私は、通告しておりましたのは、町立病院の運営についてということで書いてありますけれども、これからの町立病院の運営体制というものについてどのように考えているのかということなのではございますけれども、私の聞く限り、現在、内科医が2名、外科医が1週間に交代で勤務されて1週間埋まっているというふう聞いています。婦人科については月1回、小児科は週1回と聞いております。残念ながら、せっかく来ていただいた昨年からの女性医師については、1年で退職されました。また、小児科の先生もせっかく来ていただいたのですが、突然の死ということで非常に残念に思っております。

このような状態の中で、今後、町立病院の運営についてはどのような形でやっていくのかと、これから今までと同じように医師の確保をするということに全力を尽くしていただくとお思いますけれども、これについては、私も前にも質問しましたがけれども、整形外科と眼科、これについては、非常に高齢化が進んでいるということで、皆さん困っているということをよく聞きますので、できればこれからそういうところにも力を入れて運営していただければなというふうに思っております。

それから、町立病院の第2駐車場が非常に雨が降った段階では足元が悪いということで、これはせめてここに書いてあるように、砂利を敷くなり、できれば舗装してやったほうがいいのでないかなということをお願いをしたいと思います。

それから、コロナ禍においての自動体温計ですね。これが役場の玄関にも2か所ありますけれども、町立病院には今のところないというふうに私は見えていますけれども、これについては、なぜかという、自動で測っていませんから手動でやりますけれども、このときに今日測ってきましたかと言うと、私みたいなのは面倒くさいから適当に、36度5分ですと、そうですかと、こういつてしまうのだけれども、そういうことでは、例えば熱があるから病院に来るのであって、それはそれで仕方ないのですけれども、できるだけ早く、本人がもしうそを言って入っても、そのまま通過してしまうというようなことも起き得る可能性がありますので、できれば町立病院のあそこにも、そういう自動のものを設置していただければということをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 12番、後藤議員の町立病院の運営についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目の医師の確保は非常に厳しいと聞いているが、今後の診療体制について伺う。また、眼科、整形外科の要望も多いことから、医師確保の努力をお願いしたいとのお質問ですが、現状の体制につきましては、議員ご指摘のとおり、内科医2名、外科医1週間交代、産婦人科月1回2日、小児科週1回1日の体制となっております。

今後の診療体制につきましては、現在、医師派遣を頂いております関係大学に引き続き派遣の継続を要請し、現在の診療科を維持してまいりたいと考えておりますし、今後の常勤医師の確保に向けては、病院ホームページ、北海道地域医療振興財団ホームページ、人材紹介会社での募集、さらに職員採用代行業者を活用しながら、内科医1名の採用を目指し、体制の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、眼科、整形外科の医師確保についてであります。平成30年第4回定例会での議員の一般質問にお答えさせていただいておりますが、高齢化が進む中で通院の負担軽減を図ることは、本町に住み続けたいと願う町の皆さんの切実な問題であるとの認識には変わりはありません。

しかしながら、人材の確保は当時と変わらず困難な状況にあります。また、診療体制のご質問とも重複いたしますが、診療科目にかかわらず医師確保が非常に困難な状況下にあります。

採用に向け、引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の町立病院第2駐車場の整備についてのご質問ですが、第2駐車場として利用している土地につきましては、平成28年度に購入したもので、主に職員駐車場として活用するほか、駐車場が満車になったときの予備的な駐車スペースとしても活用しております。

駐車場の整備につきましては、恒久的な整備として舗装することが考えられますが、当面は部分的に砂利を敷くなどの応急的な対応で管理を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の病院にも役場庁舎内に設置しているような自動体温計を設置してはどうかのご質問ですが、現状、来院される患者様につきましては、ご自身での検温の上、受付窓口にお知らせしていただいております。検温されていない患者さんは、受付窓口で検温をしている状況にあります。

議員ご指摘の自動体温計の設置につきましては、患者様にとってのメリットもありますが、実際の運用面についても課題もあることから、試験的に設置し、どのような運用方法がよいのか検討した上で判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○12番（後藤 勲君） 確かに医師の確保ということは非常に難しいことだろうというふうには私もよく知っております。しかしながら、今後、町として診療所にならないような方法も考えながら、できれば一人でも多くのお医者さんをお呼びいただけるような努力をしていただきたい。せめて眼科と整形については、常に緊急を要するような状況でもないと思っておりますけれども、それで例えば一回釧路に行って、かかって帰ってきて、薬だとかは、そういう簡単な湿布薬だとかというものについては標茶でもらえるような状況にするということになると、高齢者が子供に乗せてもらったり、誰かに乗せてもらって車で行って、1か月に何回も通わなくてもいいと、そういうような状況が起きるのでありますから、ひとつ今後その辺については、何とか要望だけはしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それと、駐車場については、せめて緊急避難的には砂利を敷くということが一番だろうと思っておりますし、私も金をかければいいというものでもないのですけれども、本来であれば舗装にもらえるにこしたことはないのですけれども、まず舗装するようにしても何にしても、やはり砂利で一回引き締めてから、その状況を見ながら何とか今後対応をしていただければというふうに思っています。

それと、体温計については、どのような状況がよく分かりませんが、金額的には私ほどの程度するか分かりませんが、そんなようなところで取りあえず簡単に設置できるというような状況をつくっていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

時間の関係でいいです。そういうことで終わります。

（「狂犬病」の声あり）

○12番（後藤 勲君） 何せ急いで終わろうと思っているものだから駄目だな。申し訳ないです。

2点目の狂犬病予防ワクチンの設置についてということで、犬の所有者は、その犬を取得した場合には生涯に1回の登録を行い、毎年1回、狂犬病の予防注射を受けることが狂犬病予防法で義務づけられています。現在、町において何匹くらいが接種しているのか、また、接種をしていない犬の数を把握しているのであれば教えていただきたいと。また、把握していない犬についても、町としてどのように接種をするように進めているのか聞きたいと思います。

それと、近年、野犬の問題についてはあまり騒がれていませんけれども、これらの報告については農家からあるのかどうなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 12番、後藤議員の狂犬病予防ワクチンはどの程度実施されているのかのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昭和25年に公布されました狂犬病予防法では、犬を取得してから30日以内に犬の所在地を管轄する市町村長に登録を申請しなければならないとされ、市町村長は、申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならないとされています。また、予防接種につきましては、犬の所有者は、その犬について狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならないと規定されています。

犬に対してここまで厳しい規制を設けるのは、狂犬病予防法が制定される昭和25年以前、日本国内で多くの犬が狂犬病と診断され、人も狂犬病に感染し死亡したということもあって、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留が徹底されるようになり、僅か7年の短期間で狂犬病を撲滅するに至ったと厚生労働省では説明しております。現在、日本では犬などを含めて狂犬病の発生はありませんが、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、昨年も海外で感染した患者が帰国後に発症した事例が確認されており、その対策は重要であると認識しております。

1点目の接種頭数及び未接種の頭数、接種をしてもらうための対応をしているのかのご質問ですが、令和2年度末現在の登録頭数は621頭、うち接種済頭数は496頭、接種率は79.87%となっております。未接種頭数は125頭という状況です。

接種喚起につきましては、4月下旬に所有者に発送する予防注射済書の裏面に5月及び6月広報に折り込む集合接種の案内チラシにおいて予防接種及び登録の義務づけを周知しておりますが、個別には周知をしておりません。

2点目の被害がないと感じているが、農家等から報告はないかのご質問ですが、野犬による家畜や人に対する被害は、近年受けておりません。しかし、牛舎や家の周りを徘徊している、飼い犬の餌を食べているなどの連絡は年間数十件受けており、おりを設置するなどの保護に努めております。また、外で放し飼いにしている所有者もおり、どうしてもそのような家に野犬が集まる状況もございますので、今後におきましても適正な管理をしていただけるよう、広報等に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

後藤君。

○12番（後藤 勲君） 狂犬病の予防については本当に、今、町長が言ったように、今の段階では日本では出ていないというふうに思っております。

しかしながら、これ、今、登録されているというのは、犬の場合は、当然1年間に飼った人が多くなったり、亡くなった犬があったり、変動が非常に多いと思いますけれども、これらについてどの程度の変動が毎年あるのか、それとどの程度の犬まで注射をしなければならないのかということがよく分からないのですけれども、手のひらに乗るような犬でも注射をしなければならないのか、その辺、また、農家においてつなぎっ放しになっている犬もいると思いますけれども、この辺についてはどのような形で受けているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

何点かのご質問でございますけれども、答弁漏れがございましたらご指摘いただきたいと思うのですが、まず令和元年度の状況でございますが、新たに登録申請があるのが大体50頭くらいです。それから、転入転出が大体10頭前後、死亡で削除されるのが70頭ぐらいというような状況で、この間推移しているところでございます。この程度の年間の上下はございます。

それから、どの程度の犬まで予防接種をするのかということなのですが、基本的には、生後90日以内の犬については予防接種の義務はございませんが、それ以外の犬については予防接種が必要であるというふうに法律はなっているところでございます。何歳までというお尻のほうは決まっていますので、生存している限りはその犬に対して打つというようなことで法律上は定められているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 後藤君。

○12番（後藤 勲君） 今、私が聞いているのは、どの程度の犬というか、先ほど言ったように抱いてあれる犬と、うちの中に完全に入っている犬といるわけですが、そういう犬も注射をすることは義務づけられていると思うのですが、この辺どうなのですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 犬の大小、それから犬の種類、どの場所で常時飼っているかという状況によってではなくて、あくまでも年齢、90日以上全ての犬については予防接種が必要であるというふうになっておりますので、家で常時飼っているから必要ないというような判断ではないというところでございます。

○議長（菊地誠道君） 後藤君。

○12番（後藤 勲君） ということは、全ての犬にやらなければならないということなのですが、今も、この5月になって犬の予防接種については、今2回目をやっていると思いますけれども、やらなければやらないでそのまま通り過ぎていくのかなと正直言って思うのですが、私も今回、日にちが間に合わなくてやらなかったのですが、犬猫病院へ行って打ってきたのですが、結果的には何のおとがめもなしにそのままになってしまうということなのですね。

金額的には、犬の場合、登録して新しくあれした場合には一応3,000円の登録料と注射料が3,240円ぐらいかかると思うのですけれども、下にもあるノイヌの関係も含めて、結果的には金がかかるから犬を簡単に飼えないのだよというふうに思わせるのも一つの方法なのかなというふうにも思っていますけれども、今、犬が各家庭に相当いると思いますけれども、その辺の追跡調査をしながら、どうしてもこれはやはり義務ですから受けさせてくれというような努力はしているのか、していないのかということがちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

予防接種につきましては、あくまでも飼い主の義務でございますので、犬を飼っている以上は、飼い主の方は予防接種を打たせなければならないというような状況になっていることだと思います。役場としては、特にこの間、個別に周知はしておりませんが、何らかの事情でそれが分かった段階では注意をしているという状況でございます。最近、やはり犬による事故が増えているという状況でございますので、その際に、予防接種を受けているかどうかというところについては、かなりシビアに見られているというところがございますので、広報活動はしていくことになるかと思っておりますけれども、その辺を含めてきちんと予防接種をするようにという形で周知していきたいと思っております。

また、登録しているかしていないかというところは、個別に家を回って判断している状況ではございませんので、登録については全ての犬を把握できないというようなところでございます。

それと、野犬が増えているということについても、しかるべき対応をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 後藤君。

○12番（後藤 勲君） 何か知らんけれども、義務づけられている割には随分生ぬるいなと正直言って思います。今のコロナではないですけれども、1匹なり2匹が受けなくて、万が一感染したということになったら、結果的には同じことなのですよね。やっぱり今年やらないから、何も言ってこないから、やらなければやらないで金かからんで済むわということになるということが非常に恐ろしいことだなというふうに思っています。この辺について、やはり個々に行って調べろといっても、それはそれなりの個人の事情だと言われればそれまでですけれどもね。ただ、狂犬病予防法ということがきちっとうたわれているのであれば、きちとした形でもって対応していただければなというふうに思います。これ以上はそれはいいですけれども。

次、野犬の問題なのですけれども、1例しか書いていませんけれども、これは何年前に弟子屈から標茶に入ってきた野犬というのが、山の中で飼っていたという経緯がありまして、非常に被害が多かったということがありました。我々猟友会としても、毎年2か月に1回、振興局のほうからノイヌについては一応60匹というような枠が当たっています。しかしながら、近年そんなにノイヌがいないということもありまして、それほど力も入れていないし、また、犬を飼っている身からすると、なかなかそういうのを撃てないという部分もありますけれども、この間、厚岸のほうで銃で撃たれたことについて愛犬のほうの団体から苦情が出て新聞沙汰に

なっているということもありますけれども、しかしながら、おりに入れて捕ったからといって、そうしたらどこへ持っていく、保健所に持っていったらどうするのだと、そういうことまで考えなければならないような状況にはなっていますけれども、ただ、銃で撃つということは非常に残虐だと言われればそれまでの話だろうし、保健所に持っていったところで薬殺するしかない、ノイヌについては人になれることは絶対ありませんから。そんなようなことで、野犬ということになると、飼った犬が放れて野犬になると。ただ、しかし、ノイヌについては今後増えてこないように、やはり今言ったように登録をきちっとしていれば、そういうこともある程度防げるのかなというふうにも思っていますけれども、一応そんなところで、今、被害があまりないということであれば、我々も農林課と相談しながら、農林課は農林課で振興局と相談しながら、それなりに今後の犬の銃殺については考えていかなければならないだろうというふうに思っていますので、そんなことで一応終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で12番、後藤君の一般質問を終了いたします。

深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） 質問いたします。

1点目は、有償のデジタル教科書導入はあり得ないということで質問したいと思います。

国は、デジタル教科書について、2024年度の本格導入に向けて取組を急ピッチで進めています。文部科学省は、2021年度の「学習者用デジタル教科書普及促進事業」として22億円の膨大な予算を計上しています。当面1万5,000校で無償配付する予定と聞いていますが、デジタル教科書についての情報について伺いたい。

導入は各教育委員会の判断で決定し、どの程度デジタル教科書を使用するかは「教育委員会の管理のもと、各学校の状況や意向を十分踏まえた活用の仕方」になるとしていますが、本町のデジタル教科書の導入について方針を伺いたい。

文部科学省の検討会議での最終報告では、「デジタル教科書が無償措置の対象とすることは、直ちには困難」とし、義務教育でも保護者の負担になる可能性があると述べています。そのようなことがあり得ますか。義務教育はこれを無償とするという憲法原則からすると有償はあり得ないとするが、いかがですか。

デジタル教科書導入についての問題点をどのように考えていますか。以前質問した電磁波による影響や、実物を観察したり、手で作業したり、議論したりすることがおそろかになり、知識や能力が身につかないことへの危惧、教師のさらなる負担など心配な点はありませんか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員の有償のデジタル教科書導入はあり得ないとのことのお尋ねにお答えいたします。

1点目の国からのデジタル教科書の本格導入に向けての情報に関するお尋ねですが、文部科学省デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告案では、次の小学校用教科書の改訂時期である2024年度を本格的に導入する最初の契機として捉え、着実な取組を進めるべきであるとまとめられています。

また、本格的な導入に向けて、全国規模で実証的な研究を行いつつ検討することが必要であるとの報告書が出されております。その実証的な研究として文部科学省では、学習用デジタル教科書普及促進事業として予算化し、令和3年5月現在、全国の小学校段階約7,900校、中学校段階約4,300校、合わせて約1万2,200校にデジタル教科書を提供し、クラウド配信による検証や、実際の使用による効果、影響の検証を実施するというもので、本町においては小学校3校、中学校2校で取り組みます。

2点目の本町のデジタル教科書の導入方針についてのお尋ねですが、1点目でお答えした実証事業による本町独自の効果や課題検証と併せ、各学校の状況や意向、通信環境の整備状況などを十分踏まえた上で方針を示すことと考えております。

3点目の義務教育下でのデジタル教科書の有償はあり得ないとするかどうかのお尋ねですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の目的においても、「教科用図書の無償措置による義務教育の充実を図る」とあり、有償はあり得ないという考えに同じくするものであります。デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議においても「無償措置の対象について検討することが望まれる」と報告されておりますので、今後、文部科学省の動向を注視してまいりたいと考えております。

4点目のデジタル教科書導入についての問題点をどのように考えるか、心配な点はないかのお尋ねですが、デジタル教科書については、文部科学省による実証事業により、国においても様々な角度から課題が整理され、議論されるものと認識しております。しかしながら、これまでも議員よりご指摘いただいております健康面への影響については、デジタル教科書導入に限らず、ICTを活用した教育活動全般において課題であり、適切に対応すべきことであると考えております。

本格的な1人1台端末の導入に際し、児童生徒の健康面への配慮を徹底するよう、校長会、教頭会を通して既に学校にお願いしておりますが、今後、家庭で利用する場合を想定し、児童生徒や保護者に対しても健康へ配慮する際の具体的なポイントについて周知してまいります。

また、知識や能力が身につかないことへの危惧や、教師のさらなる負担等のおそれについてですが、多様な子供たちの学びを保障するためのツールとして、デジタル教科書等、ICT機器を活用していくのが本来的な趣旨であると同時に、教師の業務効率化も期待されております。議員ご指摘の心配がないよう努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 心配がないということで、私は4点目のことを中心に伺いたいというふうに思っています。

この間、いろんな論文やレポートを私、見聞きしたのですが、世界的にこのデジタル化についての、子供の健康ももちろんそうですが、学力に大きな負の問題があるという研究の成果が、次々に発表されているのです。

例えばノルウェー、これは調査をしているのですね。手書きをしたときのほうが、脳の活動が活発化していることが分かったと。手書きは自分の考えを頭の中で整理してから書くという

訓練にもなると、現地の教員は話していたと。だから、現場で実際にそれを指導していく教員の考えというか、これ、すごく大事だと思うのですよ。これからの話になってくると思うのですけれどもね。

それから大学でも、言語と脳の関係。メモを取れる学生が減っているように感じると、手書き活動の減少は学力低下につながると思うという大学教授の意見もあります。ノートを取るときは、脳はただ文字を書き出しているのではなくて、複数の情報を同時に脳に記憶させると。脳を活発化させるということですよ。だから、そういうタイピングと比べると、手書きは遅く感じるけれども、その分話し手の話を脳内でそしゃくしてまとめながら書けます。このように手書きは、自分の頭で考えるという活動が加わるけれども、タイピングは話している内容をそのまま打つ傾向が強く、上澄みだけをすくっていきがちだと。タイピングでは深い思考に結びつきにくい。脳の働きから見れば、その人がきちんと考えを巡らすスピードに手書きは適しているのだと。

教科書の場合、線を引いたりメモをすることがあるけれども、紙媒体に書いたほうがスマホやタブレットに記録するよりも記憶に残りやすいという実験結果もある。世界的にこの面での研究は進んでいるのです。警鐘を乱打しています。そう言っている私も、めっきり手書きが少なくなってきたので、強いことは言えないのですけれどもね。

幾つかの論文を見ると、紙と鉛筆の場合は前頭前野の活動が盛んだけれども、スマホ、パソコンを使うときは抑制されると。釈迦に説法みたいなものですが、手書きの場合は、時間はかかるけれども前頭前野の活動が活発になると。インターネットですね、スマホ、タブレットを過剰に使用している子供は、大脳皮質の前頭前野6領域などの体積が3年前より増えておらずという、増えていないという研究結果も出ているのです。発達が進まなかったと。前頭前野以外にも、小脳、海馬、扁桃核、視床などにもこの傾向が見られたという研究が次々に今出ているのです。

今、教育長がお答えになったことについては、そういう調査、資料があまり出てこなかったのですけれども、この間も北海道新聞5月30日付で文部科学省はデジタル教科書を紙と併用するという記事が出ましたよね。多くの人たちのこういう研究の成果から、どうもデジタル1本で突き進むというのはまずいかなと、多分そうだと思うのです。

そういう点では、文科省の会議でも慎重論がかなり出てきていると。ただ、財務省のほうは、紙との併用は予算が膨らむおそれがあるなんていう横やりを入れているようなのですが、これは入ったばかりでまだそういう検証が十分なされていないというふうに思うのですけれども、そういう意味での検証をするということとか、そういう専門家の脳とデジタル教科書、デジタル化の関わり、これはこの間も学校だけでなく、家庭のほうが多いのだという話も言いましたけれども、こういうことについての教育委員会としての識見といいますか、考え方、これは持っていますか、心配とか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

深見議員のおっしゃるデジタル化における心配事といいますか、それぞれの専門家がそれぞれ発表している部分については、本当にいろんな角度から見て、どういったことがデジタルをどう活用するかという、私どもデジタル化というのは、ある程度道具だというふうに認識していますから、その道具をどう使うかによって一番効率的というか効果的になるか、あるいはそれを使うことによってマイナス面がどんどん出てくる可能性があるか、そういった部分は、ある程度それぞれの双方の考え方が非常に心配するところであります。ただ、これから、先ほど答弁申し上げたとおり、まだいろんな部分で実証されていない部分が非常に大きいということで、どういったことが一番いいのかということが私どもまだはっきりいろんな部分では把握できていない部分が多くあると思います。

ただ、将来的あるいは向かって、このデジタル化を避けて通れることにはならないだろうというふうに思っています。そのために今の子供たちに、健康管理を含めて、どういったデジタルの使い方を含めてやっていくかというのは、これから教育を通して指導の中で進めるべきことだと思います。その中で、教科書という形で全て教科書がデジタル化になるか、あるいは紙との併用になるか、学年ごとに分けるか、いろんな選択肢の部分では、今、文科省で検証されると思いますけれども、実際にそのことを通して、これからの10年後、20年後を含めての学校の教育の在り方というのが確立されていくだろうと思います。

私ども基本的には、学校の現場のどういう形が一番先生方が、結局デジタルの使い方にも、今、マニュアルが出ていますけれども、1時間の授業の中で何分間やったら休みを取るとか、そういったマニュアルがありますけれども、そういった部分は全て現場の先生方の指導の下で子供たちが活用をどう進めるかということになりますから、あくまでも、今、実証をやっている現場の先生方の意見も多分反映されると思いますので、そういったことを含めて、これからよりよい活用の仕方を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 発達心理学の分野で言うと、これは学校の先生方にも大いに研究内容に含まれてくると思うのです。だけれども、デジタルと脳との関わり、発達を止まらせてしまうと。私たちが昔は軽微な手作業、これが脳に与える影響が非常に大きいという、これはもう実証済みですよ。そこで、教育委員会としても学校としても、ぜひこういう電磁波と脳の発達を止まらせてしまうということの研究。使ってみて学力がどうだったのかというだけの問題ではなくて、実際にどうだったのかという、そっちのほうの研究もぜひ取り入れてやっていきたいと思うのです。現場から随分離れた僕でさえこういう資料がもう手に入る時代ですから、皆さんもう持っていると思うのですけれども、ぜひそういう研究も、デジタル教科書導入、私デジタルの問題を教育に一切取り入れるななんていうことは言っていませんけれども、しかし大きな影響を与えるということなので、この辺の研究もぜひ研修会の中で進めてメニューに入れていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

脳とデジタルとの因果関係と申しますか、そういった部分についてのご意見というか質問だと思いますけれども、非常に専門的な部分でありますので、私から細かな部分というのはなかなかできない話なのですけれども、ただ、そういったことで、これからそれぞれいろんな各学校で事例としてデジタルを使った場合のいろんな学習状況の変化だったとか、そういった部分は多分出されてくるのだというふうに私は理解していますので、そういった部分で今すぐその結論が、どういった影響が出るかというのは、なかなか答えられない部分ですので、現場でそういったことを含めて、先生方に変化と申しますか、そういった部分をキャッチできるような、そのものについての先生方の着眼点と申しますか、そういった部分については、それぞれ課題というか、デジタルと脳についての因果関係は、専門的には分からないですけれども、先生方に気にしていただくような、校長会を通してそういった部分で指示、お願いしていきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 私も、誰も専門家、その部分での専門的な研究をしているわけじゃないですから、ただ、文部科学省が紙と併用論を出してきたというのは、やっぱりそういう意見が、随分研究が進んできたからなのだと思うです。だから、使ってみてどうだったかというだけでなく、実際使ってみて最終的におかしくなったというのでは困るので、ぜひ先生方にもその辺の研修を入れていただきたいなということをお願いして、次の質問に入ります。

新型コロナの支援策、本町で非常によく頑張っていると思います。幾つか私も聞いてきたのですけれども、本当にお客さんが減って参っているという話を聞きました。

それで、新型コロナ感染対策の影響で生活が以前より困窮してきた住民について、把握している住民の生活実態等、知り得る情報について伺いたいと思います。

このような住民に対する生活支援制度は、どのようなものがありますか。緊急小口資金、総合支援資金、就学援助など、年度途中でも家計が急変した場合、受けることができると思いますが、いかがですか。

事業者への新たな支援策は、どのようなものがありますか。また、非常事態宣言が長期化した場合、どのようなことを考えていますか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の新型コロナ支援策について、本町で使える制度はどのようなものがあるかのお尋ねにお答えします。

1点目の生活が以前より困窮してきた住民について、把握している実態等、知り得る情報について聞くのご質問ですが、経済活動の停滞に伴う事業主からの売上減少による生活の厳しさにつきましては、アンケート調査や聞き取り調査などにより承知しております。

また、困窮される住民に関しましては、担当窓口への相談が数件あり、うち1件は生活保護の受給につながっているという状況にあります。

2点目の住民に対する生活支援制度はどのようなものがあるか、緊急小口資金、総合支援資金、就学援助など、年度途中でも家計が急変した場合、受けることができるのかのご質問ですが、個人に対する支援制度につきましては、社会福祉協議会が窓口となり申請、貸付けを行う

緊急小口資金及び総合支援資金がありますが、こちらについては随時相談を受け付けている状況にあり、その都度の申請が可能で、現段階では令和3年8月末までの受付期間となっております。

また、年度途中で家計が急変した場合の就学援助に関しましては、就学援助申請により認定された場合は、年度途中からでも支援を受けられる制度としているところであります。

なお、標茶町内に居住する労働者向けに標茶町労働者生活安定資金貸付制度、及び季節労働者向けに労働者生活安定資金貸付制度があります。こちらの制度につきましては、北海道労働金庫釧路支店を取扱金融機関として、町の預託金により運用していただき、貸付けを行っているところであります。

3点目の事業者への新たな支援策はどのようなものがあるか、また、緊急事態宣言が長期化した場合、どのようなことを考えているかのご質問ですが、商工業者への支援としましては、昨年創設しました地域応援資金、セーフティーネット利子補給・保証料補助をセーフティーネット4号、5号の指定期間に合わせ申込期間を6月末までとしたところですが、指定期間が延長されたことから、町内金融機関からの金融支援に対する情報やご意見を賜りながら申込期間の延長を検討しております。

飲食店への支援としましては、現在、テークアウトまたはデリバリーができる事業者の情報収集を行っており、今後、情報を新聞折り込みやホームページで広く町民に周知したいと考えておりますし、インスタグラム、フェイスブック、ツイッターといったSNSを活用した飲食店を応援するプロジェクト、ハッシュタグ標茶エール飯として専用サイトの開設を予定しており、事業者からの投稿だけではなく、利用者からの投稿も頂くなど、事業者を応援することを考えております。また、昨年4月から6月、12月から3月まで計25回、4,115個を発注しました役場職員によるお弁当プロジェクトの第3弾を5月より実施中でございますし、JAしべちゃにおきましても、昨年度14回、今年度も6月から同様な取組を行っております。

アウトドア事業者、宿泊事業者への支援としましては、アウトドア応援事業助成金及び宿泊施設応援事業助成金、いわゆる遊ん得、泊まっ得の第2弾を来年2月末まで実施していますが、地域おこし協力隊のユーチューブチャンネルにおいて飲食店、アウトドア事業者、宿泊施設等の紹介を順次行っていくこととしており、取材を進めているところであります。また、毎年標茶町商工会が実施しておりますプレミアム付きお買い物券の発行を今年度も予定しているところですので、発行事業に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、商工会、金融機関など関係機関と情報交換し、現在実施していますアンケート調査の結果などを踏まえ、効果的な支援を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 1点だけちょっと伺いたいのですが、役場の窓口で相談に来ると。これ、どういう経緯で相談に来たのでしょうかね。その辺分かる範囲でお願いしたい。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

保健福祉課では、やっぱり生活困窮に対する生活保護、それから低所得者向けの各種対策を行っておりますので、そういう部分で、やっぱり今回この間に1件ほど保護の申請に至ったケースもございます。そういう部分で、生活に困ったときには、やっぱり一義的に役場の窓口にご相談に来られるという方々も、多くはありませんけれども、いらっしゃるという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） それは自発的に来たということですか。それとも役場の呼びかけというか、そういうのがあって来たということなのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 今回、生活保護につながった1件という部分については、直接的にどういう経緯で来られたかということについては確認をしておりませんので。ただ、一般的には、民生委員さんですとか、困ったのだけれどもというふうに直接的に役場に電話とかで来られて、調査に伺うこともあります。ケース・バイ・ケースで、いろんなことを通じて来られているというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） お願いですけれども、この時期、お困り事はありませんかと、いろんなことで生活が困窮していることはありませんかというような発信をぜひ役場でやっていただきたいというふうに思います。この質問は、これで終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

深見君。

○8番（深見 迪君） 3つ目の質問です。

本町における「アイヌ施策推進地域計画」は、作成されているかということについて質問いたします。

2019年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下「アイヌ推進法」という）」が成立しました。その中で、市町村は「アイヌ施策推進地域計画」を作成できると規定されています。

釧根管内では、釧路市、根室市、釧路町、弟子屈町、白糠町及び標津町が計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けています。いずれも、経済的自立、アイヌ文化の保存・伝承・振興・活用推進計画、アイヌ文化の価値向上、知的財産の保護管理、アイヌ民族の歴史や伝統文化に対する町民の理解を深めることにより、アイヌ民族の誇りが尊重される町の実現を目指す等々

となっておりますが、事業により多額な予算も国から交付されています。この点について町長の所見を伺います。

本町の歴史も北海道の他町村と同じく、アイヌの人たちの歴史、文化遺産、本町の成り立ちなど、アイヌの人たちが築き上げてきた生活や文化と切り離して考えられませんが、町長の所見を伺います。

本町も「アイヌ施策推進地域計画」を作成し、積極的にアイヌ文化の保存・伝承・振興、アイヌ文化の価値向上、知的財産の保護管理など本町の財産として取り組むべきではありませんか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の本町における「アイヌ施策推進地域計画」は、作成されているかとお尋ねにお答えいたします。

初めに、釧根管内では、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、事業により多額な予算も国から交付を受けているが町長の所見はとのお尋ねであります。アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律は、平成31年4月26日に成立し、令和元年5月24日に施行されております。私も、町長就任以来、この法律に基づく交付金の活用について、大きな期待と関心を寄せているところであります。

次に、本町の歴史や成り立ちなど、アイヌの人たちが築き上げてきた生活や文化と切り離して考えられないが町長の所見はとのお尋ねであります。町名である標茶はシペツチャ、塘路はトウロ、虹別はヌウシュベツ、磯分内はイソポウンナイなど、アイヌ語に由来する地名が多く残され、松浦武四郎による調査記録では、本町内のコタンや土地の状況などの詳細な記録を多く残しており、アイヌ文化や歴史に関わる文化財は多数残されており、後世に伝えていかねばならないと考えております。

次に、本町もアイヌ施策推進地域計画を作成し、積極的に取り組むべきではないかとお尋ねであります。本町におきましても、先月、アイヌ施策推進地域計画認定申請書を内閣総理大臣宛てに提出をしたところでございます。取り組む内容でございますが、アイヌ文化や歴史に関わる文化財を多数保存し、これらの展示や事業を通じての情報発信などの拠点として博物館ニタイ・トを中心に事業展開をしてみたいと考えており、町民や本町を訪れる方々へ積極的な理解への促進を深めるとともに、アイヌ民族にルーツを持つ人々へは自らのルーツに誇りを持ち生きられる社会の実現を目指し、一方で、これらの実現に際し大きな課題として、本町に関わる不足するアイヌ民俗資料の整備、博物館におけるアイヌ文化展示の整備強化、文化を受け継ぐ担い手の育成などの目的を達成してみたいと考えておりますことをご理解いただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） この法律ができてから、そして北海道にウポポイができてから、若者たちの間に非常にアイヌの文化、アイヌに対する認識とございますか、これが非常に関心を持た

れているのですね。二十歳前後のユーチューバーの人が、アイヌの人なのですけれども、アイヌ語で発信するというような動きも出ているし、そういう意味では標茶町も、文化遺産については引けを取らないし、町長の構想の中にも、あの辺一带を本当に標茶の代表的なそういう文化の発祥地あるいはこれからの標茶に関わる、行政に関わるような地にしていきたいというふうに言っていると思うのですね。

それで、さっき最後に資料の整備とか担い手の育成とか、具体的に何か着手したようなことはありますか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

先ほどの町長の答弁にもございましたが、本町もやっとアイヌ施策推進地域計画を作成して、先月、内閣府宛てに提出をしたところでございます。その計画の中に今後取り組む事業等々を記載しておりますけれども、計画の期間は認定の日から令和8年3月31日までということで、計画は、今、出させていただきます。

国によるこの地域計画の認定ですけれども、本年6月下旬頃を予定しており、この交付金の申請が7月上旬頃を予定しております。もし通れば、国による交付決定が8月下旬ということで、この交付決定を受けてから私どもで考えている事業を実施していくということになっておりますけれども、全体で総事業費1億931万1,000円ほど予定しておりますけれども、取組の一番最初としては、今、本町で埋蔵文化財包蔵地等々を記載している文化財マップがあるのですけれども、そのデジタル化ですとか、あと博物館ニタイ・トのアイヌ文化に関わる展示の説明文といいますか、それらの作成費用等々、あと塘路駅通の改修とか、あと文化を継承するという部分ではペカンペを取るための丸木舟、今1そうしか展示していないわけなのですけれども、作製できる方が存命のうちにとということで、今それも取りかかろうというところなどなど、5か年にわたる事業計画を組んでやろうとしているところでございます。具体的にこの事業申請をして、また予算に計上する段になりましたら、その内容等々詳しく、毎年度、毎年度お話しすることができるかと思えます。

また、改めて事業内容を教えてもらいたいということであれば、ちょっとボリュームがありますので、今ここで出すわけにはいかないのですけれども、国のほうの申請が通りましたら、参考として皆さんのほうにお出しすることはやぶさかでないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 安心というか、非常に素晴らしい取組だなと思えます。

前、私この問題で質問したときに、アイヌの団体がいないところにはこの交付金は適用されないという答弁を受けたのですけれども、覚えていますか。それ、間違いですよ。本州でそういう団体のないようなところでも交付金をしっかり受けているのがありますので、あれで僕ちょっとがっかりしたのですけれども、それは過去の話ですからこれ以上言いませんが、この文化を大事にする取組をぜひ進めていってほしいなというふうに思います。

4点目の質問に入りたいと思います。

4点目の質問ですが、国保の問題です。生活困窮時に国保税の減免をという表題で、私は質問をつくりました。

北海道は、国保の都道府県単位化の一環として、一部負担金減免制度の標準例を市町村に公表しました。しかし、その内容は、通院や保険薬局の薬代などが対象にならないなど、問題もあります。一般的に国保税は、住民の生活を圧迫しています。そのため、経済的理由で受診が遅れる事態も想像されます。国民健康保険税について、生活が困窮してきた場合、国保税の減免をすべきと考えますが、いかがですか。

今のところで若干私の認識不足で訂正がありますが、北海道は入院のみに限られているのですけれども、標準はそれよりずっと進んだスタイルになっていますよね。それは非常にいいことだなというふうに思っています。その部分がちょっとこの質問の内容で訂正したいところがあります。

2つ目に現在、市町村で、この標準例に基づいて基準の見直し作業が行われていると思いますが、基準が引き下げられることはありませんか。また、新たに減免の基準を増やした項目はありませんか。

収入は、給与、営業、年金等全ての収入となっています。また、前年度と比較しての収入減が対象となっていますが、その内容はどのようになっていますか。

国保法第44条に規定されている一部負担金減免制度は、具体的には市町村が決めることができると考えますが、町長の所見はどうですか。

厚生労働省は、高過ぎる国保税（料）に対して、2022年度から未就学児の均等割を50%軽減する方針を決めました。これを機会に町独自のさらなる軽減策を講じる考えはありませんか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の生活困窮時に国保税の減免をのお尋ねにお答えいたします。

国民健康保険税につきましては、本町では、被保険者の経済的負担能力に応じて賦課される応能分、いわゆる所得割、資産割と、受益に応じて等しく賦課される応益分から構成され、応益分につきましては、被保険者1人当たりに対する均等割と被保険者1世帯当たりに対する平等割によって課税しているところであります。国保税の算定につきましては、北海道国民健康保険運営方針に基づき、安定的かつ持続的な運営を目指す中で、被保険者間の負担の公平を図るため、保険料を統一する方向で進められているところであります。

1点目の生活が困窮してきた場合、国保税の減免をすべきと考えるかどうかのご質問ですが、生活が困窮した場合の国保税の減免につきましては、納税義務者またはその者と生計を一にする親族が疾病や失業等により生活が困難で担税力がないと判断される場合は、申請により国保税の一定額が減免されます。また、これに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定以上減少した世帯につきましても、基準に応じた減免が受けられるようにしているところでございます。

2点目の北海道による一部負担減免標準例に基づき、基準が引き下げられることはないか。

また、新たな減免の基準を増やした項目はないかのご質問ですが、現在、本町において実施している一部負担減免につきましては、標茶町国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予に関する取扱要綱に基づき実施しておりますが、新たに減免基準を増やす項目はありませんが、標準例で示されている入院療養のみではなく、外来療養も含めて対象としており、標準よりも拡大して実施しております。

また、北海道国民健康保険市町村連携会議において、外来療養の減免を実施している市町村については、当面、一部負担減免額の2分の1を北海道独自の調整交付金により継続して財政支援を行うと示されておりますことから、財政支援の継続期間は標準例によることなく、引き続き本町の取扱要綱に基づき実施してまいりたいと考えております。

3点目の収入は、給与、営業、年金等全ての収入となっている。また、前年度と比較しての収入減が対象となっているが、その内容はどのようになっているかのご質問ですが、一部負担金の減額、免除、徴収猶予に係る生活困難の認定基準につきましては、生活保護基準額と対象世帯の直近における実収月額が把握できないときは、全3か月の平均実収月額を比較して行っているところです。減額、免除等の期間につきましては、対象月から連続して3か月以内継続することが適当と判断した場合においては、再度の申請によりさらに3か月以内の延長を可能としているところです。

4点目の国保税第44条に規定している一部負担金減免制度は、具体的には市町村が決めることができるが、町長の所見はのご質問ですが、前段申し上げましたとおり、当面の間は本町の取扱要綱に基づき実施することとしておりますが、北海道として統一保険料を目指す中にあるには、北海道や他市町村の動向を注視していかなければならないと考えております。

5点目の2022年度から未就学児の均等割50%軽減に際し、さらなる軽減策を講じる考えはないかのご質問ですが、現在、国において子育て世代の経済的負担軽減の観点から、未就学児童分の国保税を軽減する制度改正を令和4年度から実施する方向で進められているところでございます。

議員ご存じのとおり、国保制度は平成30年度から都道府県化され、その運営は北海道国民健康保険運営方針に基づき、北海道と道内全ての市町村が被保険者間の負担の公平を図るため、赤字の解消や賦課方式の共通化を図るべく、運用の統一に向け進められてきております。赤字の解消につきましては、令和2年度において道内の解消計画を立てている市町村は、本町を含め17市町村でございます。このような状況において、さらなる軽減策を講じることににつきましては、慎重な判断が必要であると認識しております。

国保税の運営に当たり、国庫負担率の引上げ等の財政支援につきましては、国に対して様々な場面で支援策を要望しているところですが、これに対して国は地方との協議の場で引き続き議論していく考えを示していることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。いずれにしましても、国民健康保険制度の安定した運用を図るため、北海道の運営方針に基づき、道内の全市町村が足並みをそろえて進めていく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 標茶町が、私は赤字の解消の問題で随分議論いたしました。結局のところ、全道に合わせて赤字の解消をやり切ったということで、大変残念に思っています。思っていますが、全道的な状況から見ると、例えば3万5,400円より低い金額の場合とかいうことで、非常に標茶町の場合は、国保税については町民の立場に、赤字の解消はちょっと不満が残るのですが、全道的に見ればかなり上のほうというか、いい内容の国保税なのですね。

1つだけ質問があるのですが、さっき入院と外来、保険調剤はどうなっていますでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

標準例におきましては入院療養だけですけれども、本町においては、入院療養、外来療養、それから歯科、調剤含めて対応しているという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これで質問を終わるのですが、今のところ標茶は全道的には本当に住民の寄り添った形での国保税になっているなという感じが。これ今日の議案の最後に一部改正がありますから、そこでも若干質問するかもしれませんが、今のところはそういう状況だなど。ただ、ちょっと心配なのは、全道統一、足並みをそろえるということは、今より悪くなる可能性があるのかなというふうに感じるのですけれども、いずれにしても、その部分については市町村が定めることができるわけですから、ぜひ今の水準を下げることのないようにお願いして、次の質問に入りたいと思います。

最後の質問です。

標茶町観光開発公社の検証報告、これが要約されて、6月号広報しべちゃに載りました。そのことについて質問します。

広報しべちゃ6月号に掲載された検証報告について伺います。

検証報告の2の経営検証で「利用者減少に歯止めがかからなかった」とありますが、今後これを打開できると考えているか、町長の所見を伺います。

3の政策検証で「経営改善に向けたPDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルが十分に回っていなかったことは事実として反省すべき点である」とありますが、最初の計画の部分が議会にも町民にも明らかになっていない中で建設が先走っています。今のことですね。これでは、反省になっていないのではありませんか。また、企業ガバナンスの欠如も破綻の要因と記されていますが、これも具体的に示されずに進められていると感じます。計画について、町民を交えて見直すべきではありませんか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の標茶町観光開発公社の検証報告は今後に生かされるかのお尋ねにお答えいたします。

1点目の経営検証で「利用者減少に歯止めがかからなかった」とあるが、今後これを打開できるのかのご質問ですが、今回の改修で釧路湿原国立公園内唯一の宿泊施設という立地条件を

生かし、茅沼地区、塘路地区観光の利用拠点として上質化し、周辺の観光施設、自然体験アクティビティーとも連携した形で、魅力ある国立公園内での上質な滞在観光の創出を目指していますが、利用者確保のためには建物改修やメニュー開発だけではなくて積極的なプロモーション活動も必要であり、年間を通じた集客が図れるよう、指定管理者と協議しながら努力してまいりたいと考えております。

次に、2点目と3点目に共通することですが、最初に計画が示されずに進んでいるとのこと指摘ですが、検証の中でも指摘しているとおおり、公社は経営改善に向けたPDCAサイクルが十分に回ってこなかったことや企業ガバナンスの欠如があったということ、これらの反省を踏まえて、新しい茅沼の宿泊施設の再開に向けては、町は経営には参加せず、公設民営により運営を行いたい。運営の委託先について、公募として町内の事業所等に呼びかけを行い、プロポーザル方式により指定管理者として永寿優企画が選定され、議会の承認を頂いたところでもあります。永寿優企画は町内の優良企業の皆さんの集まりであり、経営改善に向けてのPDCAサイクルや企業ガバナンスについても十分認識されていると理解しておりますが、施設の設定者として指定管理者を監査、指導する際に、健全な企業ガバナンスが保たれていることを求めるなど、今回の検証を生かす方法だと考えているところでもあります。

また、永寿優企画からは標茶町憩の家かや沼再生計画が示されておりますが、この実現に向けて最大限努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 広報しべちや6月号に載せられた検証報告の概要、これ、町民が読んで難しいと思います。今、再三町長のほうから「PDCAサイクル」、これがプラン（計画）、ドゥー（実行）、チェック（評価）、アクション（改善）、このPDCAサイクル、町民に分かるのでしょうか。私はやっぱりこの辺が不親切ではないかなというふうに思います。「企業ガバナンスの欠如」、これも健全な企業経営を目指す企業自身による管理体制。分かる人には分かると思うのだけれども、なかなか難しい言葉でないかなと。だから、この概要自体は、ちょっと読みこなすのに大変かなというふうに思います。

私が聞いているのは、PDCAサイクルが十分に回っていなかった、ここが反省しなければならないところなのだというふうを書いてあるのですね。どういうふうに反省して、どうすればいいのかという先の計画が見えてこない。

それから、企業ガバナンスの欠如、これも何が悪くてこういうふうになってしまったのか。それから、どうすればこの企業ガバナンスを確立できるのか。この辺が言葉だけでなく目に見えて明らかにならないと、これはなかなか理解できない。だから、計画が私たちには見えてこないということをここでは質問したのですね。その点ではどうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 何点かあるかと思うのですけれども、まず今回私どもは、公社のいろんな問題を含めて検証させていただきました。もちろん議会からも検証してから進んだほうがいいのではないかとかを含めてやりました。その結果を踏まえて、基本的に今後の、町民の皆

さんの多くから、かや沼をできるだけ早く再開してほしいという多くの声を頂いていましたので、その選択として、もう公社の選択はないだろうなというふうに私どもは考えました。

細かいことは時間がありませんから言いませんけれども、その結果として次にあるのは、やはり民間のノウハウを持っている人たちに経営をしてもらおう。今まで言われたPDCAとか、そういったものがなかなかできなかった、あるいは企業ガバナンスがなくて、いろんな本当に困ったときの判断が的確にできなかった、そういったことを踏まえて実際に町内で、今回、指定管理者を募集させていただきました。プロポーザルをさせていただいて、指定管理者の応募要項の中に、全体のこれから目指す方向性の枠組みをつくらせていただきました。その中で、それぞれの手を挙げる、応募される企業の中に、こういう形の今までのそういった問題を含めて、経営理念とか、どういう経営方針でいくとか、そういったことを今回計画の中に示していただきましたので、それをベースにしながらやっていくと。

ですから、皆さん最初から町が計画を示さないのかと言いましたけれども、私どもが直営でやる、例えば第三セクターでもやると、ある程度、一定程度、行政が経営に関わってやるのでしたら、最初からそういうものを皆さんにお示ししながらやったと思います。そうではなくて、これからは企業の持っているノウハウを有効に活用しながら、これから違う形態でいく、公設民営でいくということを皆さんにお示したと思うのですけれども、それを今回プロポーザルで永寿優企画の皆さんが提案していただいて、その内容が、今、私どもにある計画の中心になるものでありますので、それをどうやって実現していくかということが私はこれからの方向性かなと思って、先ほど答弁させていただいたのです。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ここで具体的に町長とあまり議論しようとは思っていないのですけれども、ただ、公社をやめて民間にしたから、さっき言った問題が全面的に解決されるとは町長も考えてはいないと思うのですね。だから、プロポーザル方式にして角突き合せて、そしてお互いに了解し合ったところで、これならいけるなという見通しがあったから、ここまで来たということなのですよ。そうすると、経営に町は全くタッチしないということではないのだと思うのです。

だから、その点は、僕は違うかなと。あれだけの10億円もかける構想をつくって、建物をお貸しして、そして貸すのかどうするのかは別としても、プロポーザル方式でこの人たちだったら大丈夫だという確信を持ったから選んだわけでしょう。そうすると、町の頭の中にも今後の計画に対する確信があったはずなのです、そういう意味ではね。経営にはタッチしないということではなくて。私は、そのことを言いたいのですよ。

今この課題ではちょっと議論にならないかなと思うので、これでやめたいとも思うのですけれども、プロポーザル方式というのはそういうことなのではないですか。失敗できないので町も関わって一緒に計画を聞いて、これだったら町の考えともマッチするなど、経営の見通しもいいなということの確信があるから4社を選んだのではないのでしょうか。その辺はどうなのですか。それを最後に聞いて終わりにしたいと思いますが。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

指定管理者でいくということを決めて、その指定管理者を選考する方法としてプロポーザルを選択したというのは、私たちだけではなくて、民間の会社のいろいろな知見を生かしながら提案を頂いて、私たちの考えと合わせながら、よりいい方向を求めるところで選択したものであります。

議員から、指定管理者に経営を全て任せる、町は経営にタッチしない、そういうご懸念を示されておりますけれども、指定管理者制度そのものは、公の施設の運営を代行させる制度として誕生したものでありまして、これは基本協定の中にもうたっているのですけれども、指定管理者とそれから町の間では、連絡調整会議等の場を設けて、それを設置して経営状況等の突き合わせ、内容等の突き合わせをできるように、そういうふうにしております。指定管理者、プロポーザルで選んだから、そこが提案したから、そこに全て丸投げをする、町は施設を設置するだけで何も関わらない、そういう状態ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 今の最後の副町長の答弁でよく分かりましたけれども、町も経営に関わっていくということですよ。細かいことは別として、細かい問題は別としても、責任を持つということなのだと思うのです。連絡調整もやるし、私たちの考えと併せてということですからね。そういう認識で終わっていいですか。駄目ですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

経営の関わりというところが非常に幅があるのかなというところで、今、議員のこれでいいのだねというところに、分かりましたというのは、ちょっとどうかなというところがありましたので、再度立たせていただきました。

私が申し上げたかったのは、経営に参画する、主体的に運営する、あるいは一部でも参画する、そんなようなことのイメージではありません。経営に関わるというのは、指定管理者が我々の代わりに運営を代行する、その中で意見等をしながら、私どもの施設設置の本来目的等々をしっかりと果たしていただけるような、そんな形で関与していくという意味合いでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） だから、企業ガバナンスはそこに入っているわけですね。町も関わるわけでしょう。だって、そうでなかったら責任を持ってやれない。だって、あれだけの資金を投入するというわけですから。と思うのですけれどもね。そして、今までの概要の中にも企業ガバナンスの問題も書かれてありますから、全く無縁ではないと。ずっと町は関わっていかなければならないわけですからね。

そこで微妙なところもあると思うので、認識のずれがあるのであれば、また後で議論をゆくりしたいと思うのですけれども、今日は何か議長にもいろいろ言われていますし、これ、やり取りしたらずっと続きますから、お互いの認識を披露したということで終わりにしたいと思うのですけれども、駄目ですかね。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） もう一度こちらの認識を披露させていただきたいと思っておりますけれども、広報しべちゃでご紹介したのは、第三セクターである標茶町観光開発公社がどうして破綻ということになってしまったかというところを検証する。それは、同じ轍を踏まないため後世に記録を残すのだということは、冒頭に書いてあるとおりであります。

その中で、ちょっと前後の分脈を切って議員はお話しされていますけれども、一時期PDC Aサイクルが十分に回っていなかった時期があった。これは会計処理等々いろいろなものを見る中で、そういうふうに私どもは感じて書かせてもらった。

それから、企業ガバナンスについては、やはり一時期通常の会社運営とは、少しいわゆる企業ガバナンスに欠けている部分が見受けられたというところで、これがなければやはりまずかったのではないだろうかというところで、主要な原因として書かせてもらったことでありまして、検証で言っている企業ガバナンスというのは、公社においてはそうだった。それはどういうふうに生かされてくるかというところ、これから運営を代行してもらう指定管理者に企業ガバナンスを持った経営をしてもらうというところであろうかなというふうに思っております。先ほど申し上げました連絡調整会議の中で、町長の答弁にもあったとおり、監査なり指導なりという、そういうことができるというふうに考えておまして、その際に例えば明らかに運営上、ガバナンスに欠ける部分がありそうだとか、そういうことが見受けられたときにはどうなのでしょうかねという、そういう投げかけをしながら、悪い方向に行ったときには、軌道修正のための協議をしながらやっていくのが私どもの関わり方というふうに認識をしております。

（「やめます。以上で質問を終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終了いたします。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、2点質問いたします。

まず1点目、やすらぎ園と駒ヶ丘荘の将来像を早急に示すべきについてであります。

2019年12月、標茶町議会の厚生文教委員会が「やすらぎ園の今後について」調査した結果を報告しています。調査によって明らかになった施設の劣化、介護職員の不足による大幅な定員割れについては、現在も事態に進展はなく、町民の老後に関する大きな不安材料になっています。

当時、町が描いていたやすらぎ園の将来像は、町立病院内に介護医療院を開設し、寝たきりの状態の約20名を収容するということを柱とするものでありました。そして、特別養護老人ホームの定員を50名とし、空いたスペースにケアハウスを創設して、主に駒ヶ丘荘入居者のうちの20から30名を収容するというところで、構想を描いていたと思います。そして、そこから人数的にはみ出す分の駒ヶ丘荘の入居者については、公営住宅への入居というものを考えているということで、合計で従来のやすらぎ園の定員100名に対応したいというふうになっていました。駒ヶ丘荘自体は解体する方向で、その時点では検討されていたわけです。

これらは、本年3月に策定が完了した「第8期介護保険事業計画」と「高齢者保健福祉計画」の中で具体的になるはずでありました。しかし、両計画の中には、やすらぎ園の「施設」

や「サービス」の改善に関する記述も、駒ヶ丘荘に関する解体計画も一切ありません。これはなぜか。町民の老後に対する不安解消に向け、将来像を早急に示すべきではないか。やすらぎ園の施設改修、定員割れの是正、介護職員の確保、駒ヶ丘荘の運営方針を含めた高齢者の施設サービス全般について、具体的な計画を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員のやすらぎ園と駒ヶ丘荘の将来像を早急に示すべきとのお尋ねにお答えいたします。

やすらぎ園、駒ヶ丘荘につきましては、施設の老朽化や介護職員の不足など、喫緊の課題となっており、将来的な施設の運営方針を早急に確立しなければならないことは、ご指摘のとおりであります。

また、令和元年度の厚生文教委員会所管事務調査において、やすらぎ園の今後について、定員の減少、園内にケアハウスの創設、町立病院内に介護医療院の開設など将来構想を示し、第8期介護保険事業計画に盛り込むべく、構想の実現に向け検討を進めてきましたが、介護医療院の開設につきましては、必要な専門職の確保、勤務体制の確立、収支のバランスなどをシミュレーションした結果、現時点では開設は難しいとの判断に至ったため、第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画では、サービス見込み量の推計に基づく介護給付費の算定、介護保険料の計画に影響が出ることから、記述はしなかったものであります。

なお、本町では、介護職員の確保も最大の課題であり、この課題を整理しなければ、今後の計画にも影響があると認識しております。そのためには、これまで活用できる求人情報には常に応募掲載し、2年前からは資格取得を希望される方には助成金を支給するなど、人材確保に努めてきたところです。

今後も引き続き、さきにお示ししている将来構想をベースに、現状の人員でも運営可能な施設サービスの構築、そして施設改修や人員確保の在り方など、将来構想の見直しを進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 高齢者とその家族は、住み慣れた地域で安心して暮らしたいと願っていて、それに対する様々なサポートを町はしていくのだということを、高齢者保健福祉計画、それから第8期介護保険事業計画、それから総合計画の中でも、一様にそのように述べておられます。

しかし、現状については、多くの町民がそうはなっていない、そうなりにくい状況であると不安に感じているという、この点について共通の認識を持たなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか。どういった認識でおられるでしょう。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えいたします。

今、議員からご指摘あったとおりだと私どもも認識しております。いろいろと人員の問題含めて、今、課題があります。そのところ、お示ししている構想に若干変更が生じてきており

ますので、もう少し深く掘り下げながら、今、町民にどういったサービスが必要なのか、どういった施設が必要なのか、そういったところを再構築していきたい、そのように考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 厚生文教委員会の調査報告から、今年の3月の定例会において介護医療院の創設が困難であるとの答弁まで、相当の時間があつたと思うわけですが、開設できるかどうかを検討するには、それほど時間を費やさなければならなかったのか。そして、そういったことを踏まえて、基本的な構想の変更というのは、いつの時点で確定したのでしょうか。やすらぎ園に対する議会や町民の関心の高さを考えれば、こういった基本方針の変更があつた時点で、何らかのお知らせなり報告なりがあつてもよかつたのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

介護医療院、それからケアハウス、高齢者福祉施設全般をどうするかということは、厚生文教委員会の所管事務調査を含めて、その後、庁内の関係各課含めて協議をしてきたところでございます。時間的な部分について、確かに時間はかかつたという部分ではございます。といたしますのも、言い訳になるかもしれませんが、コロナ禍の中、どうやってコロナ対策を打っていくかという中で、なかなか同時並行的にこれらのことをやっていく時間が取れなかつたということも含めまして、時間がかかつたというところは、反省すべき点かなというふうに思っております。

また、町民のほうに広く周知をすべきでないかという部分ではございますが、やはりある程度、施設の体系ですとか、そういうのを含めてちゃんと整理をされた段階で報告すべきと考えておりますので、その点についてご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 厚生文教委員会に所属していた関係で言うと、調査が始まってからほぼ3年の月日が流れています。だから、コロナ禍でいろいろなことが立て込んでという部分、丸々今の答弁の主張を認めるわけにはいかないわけですが、それにしても、そういった調査結果等が一切反映されていない計画をもう始動している、始まっている。さらに、今回の補正予算では、駒ヶ丘荘に関して1,300万円余りの補正予算が上程されている。町民なり議会なり、そういったところに関係のないところで大事なことが進んでいるという、実際に予算づけもされようとしていることに関しては、これは不信感を抱かざるを得ません。その真意について伺います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

一度頭出しをしたスケジュールが、事情によって達成できなかった。具体的に言うと、8期の計画の中に折り込むことができなかつた。なぜかという問いに関しましては、介護保険料等々に影響が出る部分がありまして、それを載せることができなかつたということでもあります。

総合的に言うと、達成できなかったものについては、改めてできるだけ早く再構築をしてお示しをすることが、私たちの任務だというふうに感じているところであります。

今、議員から不信感というふうなお言葉で言われましたけれども、やすらぎ園にしても、駒ヶ丘荘にしても、新しい形の絵が描けない以上、今使われている方々のサービスを下げないためにも維持管理は必要でありまして、今そういった行動を取っているところであります。ちょっとどの部分に不信感を抱かれているのか十分つかみ切れていないのですけれども、私どもの考えはそういうことでありますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 不信感という言葉について、今どの部分か分からないというお話ですけども、まずは3年間にわたって議論していた内容が全く計画に反映されていないという点と、それから取り壊すという予定であった駒ヶ丘荘に関して1,300万円の予算をかけるに当たって、唐突に出てきたなということとか、そういったことが不信に感じるわけですが。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まず1点目、厚生文教委員会の中で得た結論をもって、昨年度この3園の改修計画と申しますか、将来計画を練り始めたというところまでございまして、3年前から改修計画を具体的に持っていたものではございませんというところが1点。

それから、もう一つ予算的な部分でいきますと、駒ヶ丘荘に関しましては、今入っている方々がいらっしゃるわけです。当然、今すぐ改修ができるわけでもございませんので、それらを含めて当然必要な修繕等は行っていかなければならないというところで、今回予算を上程させていただいたというところまでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そうですね。そのとおり、駒ヶ丘荘に関しても、やすらぎ園にしても、現状で働いている方も、入居されている方も、それぞれいるわけです。今回は、駒ヶ丘荘については、取り壊す可能性もあったけれども、現状で利用されている方のことを考えれば修繕する、これは当然だと思います。

そういう観点で言うと、例えばやすらぎ園の雨漏りは、これ介護に影響を与えませんか。それから、入浴時に調理場でお湯を必要量使用できないという点、これは改善の必要はないのですか。停電時に使用可能な湯量が不足していて、各サービスに影響があるという。これも入居者にとっては、働いている方にとっても、非常に不便になっているのではないのでしょうか。

それから、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の61ページには、やすらぎ園の大規模改修という記述があります。今、先に3点、不具合のあるところ、駒ヶ丘荘に関して、入居者に配慮してというか、入居者に迷惑をかけないように改修するのだということであれば、まずやすらぎ園も、ではそういうことをされていくということではないのでしょうか。そして、それは、この61ページに大規模改修というふうな表現が出ていますけれども、そういう中に含まれていくのか。それとも、その前に駒ヶ丘荘のように早急な手当をしていくつもりなのか、それはいかがですか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、やすらぎ園のほうなのですけれども、今年度、町の町有施設整備基金を使いまして、暖房、配管の関係の修理をする予定となっております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 黙っているといろいろそういうことが分からなくて、手元に届いた高齢者保健福祉計画や第8期介護保険事業計画というものは、なかなかそこから町民に説明できるだけの材料が得られませんでしたので、今回この機会にこういったことを確認できたのは非常によかったと思っています。

そして、やすらぎ園長のほうで最大の課題ということで、介護職員の確保ということをおっしゃっておられますけれども、これ自体は職員の定数を考えると会計年度任用職員についてということで間違いないでしょうか。だとすると、議会では募集方法の充実ということではなくて、職員の待遇を改善しない限り無理だということを再三申し上げてきている。募集の方法を幾ら充実させても、実際のところ働く人の選択の理由というものに関して言うと、これは待遇の改善ということしかないのではないかという指摘を、これまでも何度もいろんな方がしています。それは給与体系の変更とか、そういうことだけではないですね。福利厚生面であったり、今年の3月にも出ていましたね、住居として現物提供するとか、そういったことも方法としてはあるという、そういう話も出ています。そういったことをせずに、募集の方法だけ充実させていくというのは、これ、びほう策でしかないのではないかなと、そんなふうに感じるのですが、いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、前段ご質問ありました介護職員の募集というのですか、不足している部分の関係ですけれども、議員、会計年度任用職員という形でご指摘いただきましたが、ご案内のとおり、現状、介護員不足で、定数80、ショート10人のところを6ということで、今現在、運営してございます。

介護員、看護職員の配置基準がありまして、3人に1人という形の基準でございます。そのところでいくと、会計年度任用職員という考え方ではなくて、まずは人数が少ないのは、正職員、会計年度任用職員含めて、全体で介護員が不足している、これは事実であります。現状募集しているのは、会計年度任用職員9名という形でございます。

ご指摘あった待遇改善、福利厚生の部分含めてのご指摘ですけれども、要は正職員、現状、会計年度任用職員で募集しておりますけれども、これが正職員で仮に応募をかけた場合に、例えば会計年度任用職員の方が正職員のほうに応募してくるとなれば、またそこで数の中で減ってしまうという関係も、これは一方ではそういった側面も実はございまして、そういったところも含めて、どういった形で必要な人員を確保していくか、そういったところは、ちょっとまだまだ、なかなか厳しい状況がずっと続いておりますけれども、その辺についてはまたさらに研究をしながら、いろいろな手立て含めて方策を講じていかなければならないなというふうに

認識しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いずれにしても、やすらぎ園、それから駒ヶ丘荘の現状について、私たちも、町の方も、物すごく不安を感じている、将来に関して不安を感じているという点については、園長の答えなどを総合すると、共有できていることと思います。

そういった意味では、冒頭申し上げたとおり、高齢者とその家族は住み慣れた地域で安心して暮らしたいと願っているという、そここのところの共通の認識というのもしっかり持って、一日も早く町民の老後不安が解消されるべきであって、最初の答えで園長おっしゃっていたように、高齢者とかその家族の希望や要望もしっかり把握していただいて、従来の対応の成果も踏まえて、より実効性のある施策を早急に展開すべきだと思います。何か感想等あれば頂いて、この件については終了いたします。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） 議員ご指摘の部分については、私どもも意を同じくするところであります。まずは現場の中で、今後、町民の老後を考えた場合に、こういった形がいいのかという方針をまずは出していきながら、その構想をきちっと確立して次の段階の具体的な計画に進んでいくものだろうというふうに認識しておりますので、そこに向けて努力をしていきたいなど、こんなふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） それでは、2つ目の質問であります。

デジタル弱者への対応を急ぐべき。

本町の新型コロナウイルスワクチンの接種予約については、混乱に次ぐ混乱によって町民の不満が爆発寸前の状態だと思います。

混迷を極めた初回予約終了後、全員協議会で混乱の実態とそこに至った原因、改善策について説明を受けました。2回目の予約以降、専用電話回線の増設、サーバーの増強などによって改善を見込むとのことでありました。ただ、この全員協議会の場面では、そういった改善策を取ったとしても混乱は必至であるとの指摘もされています。そういった中、2回目の予約が進められたわけですが、これは予想どおりまた混乱したわけです。

他の自治体では、1回目の予約方法から2回目にかけて変更するなどの措置も取られましたけれども、本町の場合、1回目の予約で浮き彫りになった「デジタル弱者」の存在を過少に評価したまま混乱を繰り返したのではないかと、町民の批判がやみません。ここまでのワクチン接種の予約、ワクチンの接種の問題点をどう検証しているか。また、予約を含むワクチン接種は今後どのように進められるのかをお聞きします。

また、今回の予約に関する現場の混乱というのは、コロナウイルス対策の綻びというだけではなく、行政のデジタル化を推進するとして担当係を新設したにもかかわらず、その点に関して機能しなかった感があります。今後の行政事務のデジタル化に不安が残ります。これまでも様々な情報提供に関して、デジタル化に対応しない人がいるということを指摘してきたことが生かされなかったことは残念であります。

行政事務のデジタル化が一定程度進んで、自治体の人員に余裕が生じれば、「デジタル弱者」へのサポートが充実すると思えますけれども、そこまでの間、今回のような行政事務をどのようにサポートしていくつもりか。本町のインターネット普及にこれまで存在感を示してきた「標茶インターネットプロジェクト」のような機関にてこ入れして、サポート体制を構築する考えはないか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） デジタル弱者への対応を急ぐべきのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のように、新型コロナウイルスワクチンの予約を4月28日に初回分として300名分、2回目を5月18日に660人分の予約枠で、予約の開始を行いました。初回は約3時間、2回目は1時間半で全ての予約枠が埋まるなど、高齢者の方々にご心配をおかけしているところ です。

この間、委託業者にお願いし、コールセンターの受け口の回線の増強やサーバーの増強対策などを実施するとともに、町としても受け口回線のフリーダイヤル化を6月1日より実施するなどの対策を図ってきたところです。高齢者への接種は順調に進んでおり、5月末で728名、率にして33.7%の方が1回目接種を終了しており、順調に接種が進めば、7月末には高齢者への2回目の接種を終了する予定であります。

混乱を招いたとのご指摘ですが、新型コロナウイルスワクチンの予約方法の選定につきましては、渡邊議員のご質問にお答えしたとおりであり、電話がつながりにくい状況については、町で受付事務を担ったとしても、同様の事態の発生を防げる状況にはならず、また、予約枠はワクチンの供給状況に左右されるために、一度に全高齢者分の予約枠を提供できない状況であったことを、ご理解いただきたいと思います。

また、デジタル弱者の存在を過小評価とのことですが、従来の電話予約のみからウェブサイトを加えた予約方法の多様化を図ったものであり、それぞれ自分に合った予約方法で予約できるようにしたもので、選択肢を増やしたことが過小評価に当たるものではないと考えております。

お尋ねのワクチン接種の問題点や今後の進め方ですが、特に大きな問題としては、全高齢者分のワクチン確保日程が不安定であったことや、いち早く高齢者への接種を実施するための供給量が少ない中で接種を開始したことが、結果として電話がつながりにくい、予約ができない原因であり、また、全国的に同時期の予約の募集により、電話回線の圧迫につながっていることも要因として考えているところであります。

また、今後の予定につきましては、札医大の教授をはじめ、多くの医療関係機関のご協力の下、接種日程の追加や接種可能数の拡大など、7日間で1,370人分の予約枠を設け、本日6月8日より3回目として予約を開始しているところであり、今回の予約に向けては、各公民館で高齢者への予約支援を行うほか、介護認定者などの予約が難しい高齢者へはケアマネジャーを通じて接種意思の確認を行うなど、対応を取っているところであります。

いずれにしても、接種を希望する高齢者分のワクチンは確保されており、町としては接

種を希望される方が接種できないことがないように努力してまいりますので、ご理解願います。

また、担当係を新設したが機能しなかったというご指摘を頂きましたが、今回の問題は、デジタル化という点ではなく、ワクチンの確保日程や国からの情報がなかなか得ることができない、加えて一刻も早く接種をしなければならないということもあり、実施までに十分な体制整備に課題があったと考えているところであります。

私どもが目指している行政事務のデジタル化は、パソコンなどを使いこなす方あるいはご指摘のデジタル弱者と言われる方いずれもが、行政手続の簡素化あるいは複雑な操作をしなくても手続が完了する情報を得ることを目指しており、得意不得意によってサービスに差が出ることのないよう留意しなければならないのは当然のことです。

議員ご質問のサポートにつきましては、デジタルだからアナログだからということではなく、丁寧な説明、分かりやすい説明を行い、手続が速やかに完了するよう、これまでもこれからも意を配していかなければならないものと考えております。

また、本町のNPO法人にてご入れをしたサポート体制を構築する考えにつきましては、ユーザー各位に、NPO法人からプロバイダー事業を譲渡し事務所閉鎖とのお知らせが届けられております。昨年12月定例会でご答弁申し上げましたが、新たな展開の中でNPO法人が担っていただける部分があれば意向も確認しながら当然やっていただきたい、これは現在も変わっておりませんが、事務所閉鎖ということがありましたので、NPO法人の意向等を確認させていただきたいと考えているところでありますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、予約に関して混乱という言い方が適切かどうかというのは、少し考えなければいけないのかなと思います。ただ、コールセンター等に業務として委託しているわけですから、その委託業務の契約内容として、当然そういった予約が円滑に行われるようにされなければならない。契約自体、契約というのは、実際中身を見ていませんが、そういう内容ではないのですか。そういう点からいうと、今回はそこは達成されていないという、混乱したという、そういう評価にはなりませんか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

契約としては、確かに円滑にといいますか、スムーズに予約ができるようにということを念頭に契約をしております。

そういう意味におきましては、受け口回線、当初、初回分、もともと30回線であったものを増強して50回線にするなど、事業者のほうでも対応をしているところがございますが、いかにせんやはり同時期にたくさんの自治体含めて同じようなことをしております、そういう部分でいくと、やはり電話回線自体の混雑というのは、事業者ばかりではなく、各自治体にも責任がありながら、つながりにくい状況に陥ったものであるというふうに判断をしているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） その電話回線の増強に関しては、5月11日の全員協議会の中で、意味がないでしょうと。2回目も同様かそれ以上の状態、混乱状況になるということ、あの場でいろんな方が指摘しましたけれども、それについては結局2回目の予約の時点では生かされていないわけですが、その点についてどうですか。何か反省はありますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

1回目、2回目それぞれ、いろいろつながりにくい状況、それから一番高齢者の方が不安に思うという部分でいきますと、やはり予約枠がなくなってしまったというところが、一番大きな不安の要素であったかというふうに思います。

その部分につきましては、町長の答弁の中でもございますように、やはり国から提供されるワクチンの量が限定的であったこと等が原因ではあると思いますし、今日6月8日から3回目の予約というところで予約を開始しておりますが、電話についてはつながりにくい状況ではありますけれども、予約については現時点でも一定程度好きな時間帯に予約ができる状況で、予約枠にはまだ一定程度の空きがある状況でございます。今後、時間がたてば、今日は初日でございますので、時間がたってゆっくりかけていただければ、十分つながっていく状況ではあると思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今回この質問をするに当たっては、検証ということをしていただきたいというふうに通告しております。

1回目の予約終了後の時点にもお聞きしたのですが、年齢階層別で、電話と、ウェブと、それぞれどういう予約状況であったかということをお知らせください。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

1回目、5月末ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

5月末現在で、予約人数が567人、そのうち65歳から70歳以上の方、これが全体の28.7%、71歳から75歳の方が26.3%、76歳から80歳の方が16.9%、81歳から85歳の方が13.6%、86歳から90歳の方が10.6%、91歳から95歳の方が3.2%、96歳以上の方が0.7%という、全体の中の割合となっております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） すみません。言い方が悪いのかもしれませんが。

その方々が、電話で何人、ウェブで何人というのが分からないと、例えば選択肢を増やしたことで、それは過小評価と言われるのは心外だというのは、分からないのですよね。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 年代別にはちょっと集計はしておりませんが、全体567名のうち、電話予約については314件で55%、ウェブ予約については253件で45%という割合となっております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今の電話とウェブの比率というのは、当初標茶町で思ったような、そういう比率なのでしょう。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 今回こういうウェブサイトを使った予約方法というのは、今後進めていく若年層に関してより有効であろうというところで、もともと考えていたところがございます。

町長のほう、渡邊議員の質問の中でもお答えしましたとおり、今回いろいろとやっていく中で、高齢者に関しては、やはり電話予約が主体になるであろうというふうに考えてはおりますが、65歳以上でも若い年齢の方に関しては十分スマホ操作ができる方も相当数いらっしゃると思いますので、一定程度の予約はあるというふうに見込んだ中で進めてきたものであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 結局のところ、事前にそういった、どのぐらいの人がウェブからの申込みに対応できて、それから電話にどのぐらいの負荷がかかるかということが、そういう意味では十分に予測できなかった。予測の材料があったかなかったかということもありますけれども。

成功事例として伝えられる弟子屈町では、年明けからずっとそのことについて、庁舎内で横断的に相談をしてきたと。高齢者ということで65歳以上、標茶の場合は約2,700人いるわけですが、65歳と95歳、85歳を一緒くたにはできないと。要するに、国も含めて、メディアも含めて、いろんなところで高齢者がハイリスクなのだということをずっと言っているわけですから、そのことを考えると、そこを一緒くたにというか、同時に予約等進めて扱ったときに、高齢者が予約等を置いていかれたときに、やっぱり物すごく不安になるだろう、そういうことを考えたそうです。その結果として、全員の予約を受け付けた上で、年齢の高い方、それからリスクの高い方から順にワクチンの入った数分ずつ接種をやりますよということをきちんと周知して、役場の中でもいろんな事務を横断的にやって、それで現状で大きな問題なく来ているということなのですね。

新聞等の報道に対する取材で、標茶町では65歳以上の高齢者に関して平等に行われるようにということ意識したということになるのですけれども、そういう意味で言うと、前期高齢者と後期高齢者を別に扱ったとしても、これは別に不平等ではないですね。感染リスク、重症化リスク、いろんなことに関して、高齢者のほうが高いというふうにならざるを得ないわけですから、そこを、そういった高齢者を、あるいは感染リスクの、重症化リスクの高い方を優先するという考え方もあったのではないですかね。実際にやっているところがある。室蘭市なんかは、もう12月からそういったことをずっと考えていたと言っている。ただ、標茶も含めて、多くのところがコールセンター等を利用しているのだけれども、そういった場面で、デジタル化を担当する係や何かの知識とか知見とか、そういったことが生かされたのではないかと、今回のような質問になっています。

ウェブからの予約というのは、スポーツ観戦チケットとか、ライブチケットを取ったことのある方は分かると思いますけれども、一瞬です。一瞬なのです。一瞬でなくなるのですよ。

事前に関心が高いということが分かれば、それはコロナのワクチンの予防接種に関しても容易に想像ができたという弟子屈の担当者は言っていました。

そういった意味で、標茶町の中でのそういった見込み、電話でどのぐらいの人が申し込んでくるだろう、ネットでどのぐらいの人が申し込んでくるだろうという、そういった想定が低かったのではないかなということ、今回こういう質問にはなっています。

いずれにしても、ワクチンの必要量というのは確保されていて、確実に受けられるのだよということを周知するのは大事だということを、5月11日の時点で、既に予約が始まったばかりの時点で、要は多少混乱するかもしれないけれども最終的には皆さん受けられますよというのを知らせることが大事だということを、全員協議会で説明を受けました。そこら辺の気持ちの問題もあるかなと、ちょっと思います。

そういった意味では、いろいろなことのサポートについて、デジタルだからアナログだからということではなく、丁寧な説明、分かりやすい説明を行って、手続が速やかに円滑に行われるようにすることが大事なのだということで答えられておりますから、今後、そういったいろんな混乱とかが生じる以前に、分かりやすく丁寧で優しい、そういった説明や準備をしていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ぜひ、心がけさせていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終了いたします。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いまして、ご質問を申し上げたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症対策の実施についてでございます。通告しております新型コロナウイルス感染症対策の実施について、町の取組と国への要望を求めて質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、今なお終息の見通しが立たず、現在、北海道は非常事態宣言下にあります。国はこれまで様々な対策を行ってきましたが、社会活動の制約によって、国民生活や経済に深刻な影響を与えております。本来、国の責任で実施すべき事項ですが、町民の命と暮らしを守ることを最優先に、町として国に先駆けて以下のような対策を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、国に対しても求めていくべきと考えますが、町の考え方を伺います。

①、医療、介護、保育、幼児教育など、そして、その「など」の中に町の業務に従事するということが町職員も含めてのことなのですが、エッセンシャルワーカー、つまり住民が日常生活を送るために欠かせない仕事になっている方々には、希望者に定期的に無料でPCR検査を行うこと。

②、万が一感染者が発生した場合には、濃厚接触者だけでなく、感染者の周辺をより広く無料で検査をすること。

③、慰労金はエッセンシャルワーカーの中でも医療と介護従事者に支給されましたが、再支給や対象を拡大することを国に求めていくこと。

④、厚生労働省は、雇用や暮らしを守るため、雇用調整助成金の特例措置期間について、7月末まで延長することを決めましたが、8月以降の助成も7月までの助成内容で継続することを国に求めていくこと。さらに、失業手当の拡充、休業支援金の拡充、そして休業要請に応じた場合の経済支援、持続化給付金、家賃支援給付金の再給付を求めていくこと。

⑤、感染症に係るいじめや差別、誹謗中傷を防ぐための措置を町として講じていらっしゃいますか伺います。また、国にもこれらの対策を求めていくこと。

⑥、生活困窮者や学生に対して、新たな支給給付を含め十分な支援を行うよう、国に求めていくべきとも考えます。

以上、町の考え方を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の新型コロナウイルス感染症対策の実施についてのお尋ねにお答えいたします。

新型コロナウイルスの猛威ははまだ終息の兆しが見えず、5月14日、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、北海道が緊急事態措置を実施すべき地区となり、5月28日には緊急事態措置を実施すべき期間が6月28日まで延長され、継続的な措置がされております。

本町におきましては、北海道への緊急事態宣言発出以降、各施設の利用制限など対策を図ってきているところであります。

また、釧路管内における感染者数が毎日のように確認される状況にある中で、感染拡大の防止に向けた取組を実施されている町民の皆さんに対しまして、感謝を申し上げます。

1点目のエッセンシャルワーカーへ定期的に無料でPCR検査を行うことについてですが、過去の議会でも同様の質問がなされておりますが、釧路管内における行政検査以外に自主的にPCR検査を受けられる医療機関は、釧路市内の1か所のみで、物理的に定期的なPCR検査は困難であることをご理解願います。

2点目の濃厚接触者だけではなく、感染者の周辺をより広く無料で検査することについてですが、患者が確定された場合には、北海道が積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者などを確定していくとされていますので、あくまでも北海道による疫学調査の結果を重視していきたいと考えており、不安があれば保健所などに相談した上で、指示を受けるべきと考えております。

また、北海道による疫学調査の実施段階で、それとは別な行動を取ることは、逆に混乱を招く状況になるものと判断するところです。

3点目のエッセンシャルワーカーに対する慰労金の再支給や対象拡大を国に求めていくことについてですが、発生当初における新型コロナウイルスの対処方法が不明な状況と違い、現在ではどのような対策が効果的であるかの情報も整理されてきており、感染症の罹患の危険性が排除されたわけではありませんが、今年の同時期とは状況が大きく変わっているものと判断しております。

国などへの慰労金の再支給や範囲の拡大につきましては、必要性を判断し、要望を行って

きたいと考えておりますので、ご理解願います。

4点目の雇用や暮らしを守るため特例措置の延長や拡充、再給付を国に求めることについてですが、現在、国では月次支援金、北海道では特別支援金、5月の緊急事態宣言による時短営業の要請に対する飲食店への緊急事態措置協力支援金等の制度がありますので、事業者の皆さんには、これらの制度を最大活用していただきたいと考えております。

また、商工会では、昨年より各種制度の内容や申請手続等のお手伝いをしていますので、相談をしていただきたいと存じます。

国における制度の延長や拡充、再給付につきましては、現在運用されている制度と今後の状況を判断しながら、必要に応じて要望を行っていききたいと考えておりますので、ご理解願います。

5点目の感染症に係るいじめや差別、誹謗中傷を防ぐための措置等を講じているかについてですが、このことにつきましては、国や北海道もマスメディアや新聞紙上などで、患者やその家族、治療に当たった医療従事者らへの不当な人権侵害に対し、しないよう広報しているのは議員ご承知のことと思います。

いじめや差別、誹謗中傷等の人権侵害は本来いけないこととして、誰もが知っているはずであり、不安に駆られたとしても許されることではありません。

本町におきましても、6月1日に新聞折り込みをしました広報誌に、北海道のホームページから抜粋した人権に関する内容を掲載し、冷静な対応をお願いしております。

6点目の生活困窮者等への新たな給付を国に求めることについてですが、生活が困窮している方につきましては、まず現行制度の活用をお願いするとともに、国の給付制度の限度額を超えた方に対し、新たな給付制度も制度設計されているとの報道もありますので、期待するところでもあります。いずれにしましても、状況を見ながら機会を見て要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

町民の皆さんには、長引く新型コロナウイルス感染症に伴う自粛や、いつ感染するか分からない不安を抱きながらの生活に、いら立ちを感じている状況にあらうかと思いますが、冷静な対応をいま一度お願いするものであります。今後につきましても、一自治体では難しい対応となりますことから、機会あるごとに各関係機関と連携を図り、要望活動や支援対策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 6番、鈴木議員の新型コロナウイルス感染症対策の実施についてのお答えをいたします。

5点目の感染症に係るいじめや差別、誹謗中傷を防ぐため措置等を講じているかのお尋ねですが、感染症に係るいじめや差別、誹謗中傷は決してあってはならないことであると認識しております。

学校に対しては、児童生徒への指導を繰り返すよう機会あるごとに呼びかけ、家庭に対しても文書等を通してお願いしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 国等々への要望、働きかけというのは町長のご答弁の後段で述べられておりますので、ぜひ各関係機関に要望をしていただきたいなというふうに思います。

それから、PCR検査のことなのですが、1か所しかないということなのですが、私自身もよく分からないのですが、PCRキットというのがありますよね。それを皆さんに渡してできないのかなど、正直言って簡単に考えてしまったのですよ。ですから、その辺のご答弁をもう一度お願いしたいなというふうに思う。常に、このエッセンシャルワーカーと言われる方々、本当に毎日リスクを背負いながらお仕事されているわけですよ。ですから、これは町民の健康を守るという大前提に立って、このPCRキットが使えないのかどうか、その辺を伺いたいというふうに思います。まずはそれ。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） PCRのキットについてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、市販にPCRの検査キットという形で販売されており、手軽な金額で入るものの中にはございます。ただ、どうしてもそのキットと申しますのは、届いたものを、検体を入れた上でまた検査機関に送るという時間的に結構大きな差が出てくるというのがまず1つと、それから精度の問題ですね。いろいろなPCRの検査キットの情報も幾分入ってはきているのですが、実際はPCRの検査キットで調査をしたときに陰性であったものが、なお具合が悪いというところで、実際の行政検査であるPCR検査をしたときに陽性と判断されるということもありまして、やはり精度の問題も1つあるというところがありまして、現状でいくとなかなか厳しい状況であるというふうに感じているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） キットがそのように不安だと、はっきりとしていないのだというふうに今お答えされましたけれども、まずはやはり安価であればなお職員さんに、それぞれ従事されている職員さんに配って検査をして、そこでもう一度疑わしいなと思えば、1か所のところに申請をし検査をしてもらうということもできるのではないかなというふうに思うのです。ですから、その辺、素人判断ですからなかなか分からない中にご質問しているのですが、本当に毎日これらの方々というのは、先ほども申し上げたとおり、戦っているという言葉は語弊かもしれませんが、例えば医療現場や介護現場あるいは保育園でも、マスクをし、フェースをしていても、耳打ちでお話をされるとかというふうに、物すごい神経を使いながらコロナが発生してからお仕事されているわけですよね。そういう立場に立った方々に少しでもという思いで、このPCR検査、これ定期的に1か所との契約というのはできないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

今、保健福祉課長が答えた1か所につきましては、厚生労働省が公表している自費で検査をしてくれるという医療機関の区分でして、そこに対して、自治体と具体的に契約を結んで対応しているかどうかというところはちょっと確認しておりませんが、基本的には小さい医

療機関なので、一気にかかるということではできないと思います。

医療、介護、保育士含めて、大体、町内、民間、町職員を合わせて300人強いるところなのですけれども、その方について例えば1週間に1回というレベルではなかなか難しいという状況になりますので、最低でも2回以上になりますと月3,000回から3,500回というような件数になると。これを検査キットあるいは医療機関で賄えるかというところは、なかなか難しいのかなと思ってまして、医療機関と契約した中でできるのかということについては、今のところちょっと確認していないという状況であります。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 1か所しかないというのが、厚労省何やっているのだというふうに正直言って感じるわけなのですが、自治体だから私はできるのではないかというふうに思うのですね。1か所に関して仮に1週間と言わずにちょっと期間を延ばして2週間に1回なりの定期検査をさせるという、それらのことをぜひ、ほかの自治体が仮にしていなくとも、うちの町はこのようにして町民の命を守っているのだという立場に立てば、よその自治体がしなくてもうちの自治体として取り組むことというのは可能なのではないかなというふうにも感じますので、ぜひその辺伺っていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

まず、回数の部分が1週間に何回がいいのかということも、私も科学的な根拠を持って答弁しているわけではないのですけれども、1週間前に陰性だった方が1週間後に陽性になったという話も聞き及んでいますし、キットで陰性だったけれども実際は陽性だったというような事案も発表されていますことから、医療機関、検査キットを含めてどういった対応ができるのかということも含めて、医療機関とも話をしながら研究していきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいま担当のほうから説明をさせていただきましたけれども、議員のご指摘、住民と接している職員が日々苦勞しながら、不安の下、業務を遂行しているというところについては、その感覚は私も共有しているつもりであります。

ただ、課長から説明あったとおり、実際どれぐらいの費用がかかるのかということもまだ分かっていない状況でありまして、まだまだ研究、検討の余地があるのかなというふうに感じておりますし、先ほど来説明がありましたPCRキットにつきましては、実は1例、ただの1社でありますから全てがどうか分かりませんが、試した人が身近におりまして、聞くところによると、日曜日に検査キットをラボに返送して、メールで連絡が来たのがたしか木曜日から金曜日の夕方だったということで、かなり時間がかかるということがありますし、それから検査結果についても、陰性、陽性というはっきりしたものではなくて、高レベル、低レベルというような、そういう回答で、さらに不安があれば検査をしなければいけないような、そういう状況であったということをお聞きしておりますので、なかなか今私たちが求めるべきものが流通しているのかどうかということについても、まだまだ知見が浅いのかなというふうに思います。

いずれにしても、そういった中で、日々業務に当たっている職員についても、意を配り

ながら、できるだけそういったことが払拭されるような方策等については、PCRだけではなく、何かいい方法がないのかどうかについては、これからも研究をしてみたいというふうに思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 費用はどのくらいかかるかという等々も考えておりました、私自身も。ただ、やはり職員さんが、働いている方々が、まずは検査を受けるということで、自分の体がどのようになっているかという、陰性、陽性は別にしましても、ある程度の安心になるのではないか、働いている方々の安心になるのではないかというふうに思いますし、仮に業者さんが1か所で非常に定期的なのは無理だとしても、従事者が希望するとすれば、その検査費用を町が負担するという、そのような考え方に立ちませんか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

PCR検査という、こういうコロナの検査、抗原検査というものもありますけれども、やはり対住民という部分を考えていったときに、継続的に検査をしていかなければ、その時点その時点のそれぞれ検査された方の状況が分かるというものでございますので、やはり1週間に2回ですとか2週間に2回とか継続していかなければならないという部分で、すごく難しい部分があるというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） しつこいというふうにいつも思われるのですが、継続的に検査をしていく、仮に継続的にしていけないとしても、私は前段述べたように町民の命を守っていくのだという立場に立っては、従事者が検査をしたい、定期的にしたい、仮にそう思われたのだったら、その費用を町が負担をするという考え方に立つべきだというふうに思うのですね。その辺、もうこれになると予算に関わりますので、町長の施策になりますので、お考えを伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お気持ちは十分分かりますし、今まで担当、副町長が答弁したとおりでございますが、ただ、現時点でのPCR検査の精度とか、そういったことを考えると、今ちょっとすぐ、では明日からやりますということと言えるような状況ではないなと思いますので、議員のお気持ちは分かりますし、私も、やはり職員が常にそういう危機感を感じて仕事をしているということもありますが、ただ、職員だけではなくて、議員が言っているエッセンシャルワーカーというのは職員以外にも、例えば消防とか警察とかバスの運転手とか、あらゆる人が実はこの職種に関わる人です。では、その人も含めてどうするという話も含めて、実は町としては対応、もしエッセンシャルワーカーの部分に対応するというのであれば、そういったことも配慮しなければならないというふうに考えますので、もう少し検討しなければならないのかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ぜひこの件につきましては、やっぱり検討に値するというふうに思い

ますので、ご配慮も含めながら検討していただきたいというふうに思います。

それから2番目、同じく濃厚接触者自宅待機、それは自宅待機を2週間させるということをして伺っておりますが、濃厚接触者もこれ検査するのだというふうに思うのですが、その周辺の方々に対しても、先ほどのと同じように検査をしていただきたいなというふうに思うのですが、道のを重視するというふうにご答弁ありましたけれども、その考え方をもう一度伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

まず、患者と確定する場合につきましては、保健所の積極的疫学調査において患者の感染を確定します。その後に濃厚接触者、もしくはそれに関係する方たちのPCR検査をして、健康観察を予定するという形になるかと思うのですが、保健所、基本的には保健所が濃厚接触者あるいは関係する接触者という判断をした中で、対応するというのが町のスタンスでございまして、それ以外の例えば念のためにしたいとか、もしかしたらというような場合につきましては、なかなか保健所と離れて実施するというのは、現状難しいのかなというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） それでは、周辺の方々というのは、濃厚接触者でないということを受けることというのは難しいという判断なのでしょうかね。それも要望があれば検査を受けることができるのかなというふうに思っておりますけれども、その辺もう一度伺いたいというふうに思います。

それから、教育長のご答弁にもありましたが、いじめや中傷、誹謗、正直言って昨年、標茶で発生しましたよね。そのときには本当に私の耳にもたくさん入ってきました。課長のところにも、どうしたらいいかというお電話をいたしました。そういうことが本当にはならないですよ。チラシにも書かれておりますけれども、特にPTAの、私はもう小学校、中学校に子供はいませんから、どういうチラシが子供たちに配られたか、お母さん、お父さんにも配られたかは見ておりませんが、そのことが絶対あってはならないということで、ぜひ校長会を通じてその辺徹底していただきたいというふうに思いますが、もう一度伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えいたします。

最初の答弁でも申し上げたとおり、非常に子供たちの誹謗中傷、いじめにつながるような事案にならないように、事あるごとに、それぞれ配慮するように校長会、教頭会で伝えておりますけれども、どちらかという去年のいろいろな事案から見ると、私の感覚では、家庭の大人達があまりにもその情報で、家庭内あるいはその周りで、騒ぎと言ったらあれなのですが、非常に過剰になっているのだろうなというのを肌で感じました。子供たちにそのことが家庭で伝わるとなると、子供たち素直な部分で、そのことがかえって学校内でどうなるかというのが非常にあると思います。

ですから、非常に大人の責任というのがかなり私はあると思いますけれども、そういった部

分で、社会の中で家庭の中でも、私ども学校だよりを通じて何度も広報していますけれども、お願いしていますけれども、そういった部分では家庭と連携を取りながら進めていくのが必要だなというふうに理解しておりまして、今後も続けていきたいというふうに思っています。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

濃厚接触者あるいはそれに関係するような接触者の判断につきましては、やはり保健所が必要であるというふうに判断した場合に、あくまでも行政検査につながる部分でございますので、保健所がそういった判断をしないものについては、なかなか行政検査につながらないというところで、そうすると自費検査になってしまうので、それでまた二度手間になるのかなというふうには思っているところではございます。

もしご自身が不安ということであれば、例えば北海道健康相談センターですとか、保健所のほうに連絡をしていただきまして、こういう状況なのでということで相談いただければ的確な指示はあるのかなというふうには考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 補足をさせていただきたいと思えます。

議員のご心配も理解するところはあるのですが、これまでの経験からすると、発症者がいますと。その方と一定程度の関係性がある人については、濃厚接触者という判定が積極的疫学調査の中で決まってきます。今までの経験で言うと、濃厚接触者と私は会ったから私も濃厚接触者になるのだ、そういった形で際限なく心配な人が広がってきて、そして収拾がつかなくなる、部分的にはある種のパニックのような形になってしまうというようなことが見受けられましたので、町としては、北海道、保健所の指導等に基づきながら冷静な対応をお願いしますということで、ホームページのほうでもご理解いただきたいことということで、その辺については公表させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 理解をしたいと思えますが、今、副町長ホームページとおっしゃいましたね。ホームページは見られる方と見られない方がいらっしゃいます。ですから、その辺をもう少し、ホームページだけでなく、配慮を頂ければということをお願いして質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎選任第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。選任第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、広報委員会委員に、1番・渡邊君、3番・長尾君、4番・松下君、5番・熊谷君、9番・本多君、11番・鴻池君を指名したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を広報委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎報告第7号

○議長(菊地誠道君) 日程第7。報告第7号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 報告第7号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年度一般会計補正予算(第13号)の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、自立支援介護給付・訓練等給付費1,599万1,000円、障害児施設措置費1,448万6,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金1,479万9,000円、標茶酪農再興補助金1,403万6,000円、畜産競争力強化対策整備事業補助金1億3,728万円、除雪委託料5,016万2,000円などであります。

他会計への繰出しにつきましては、病院事業会計負担金で3,017万5,000円、同補助金で1億1,582万5,000円、後期高齢者医療特別会計で235万7,000円、下水道事業特別会計で950万円を減額し、一部事務組合では、釧路北部消防事務組合負担金1,172万9,000円を減額しております。

追加といたしましては財政調整基金積立金2億5,859万3,000円、減債基金積立金2億4,461万1,000円、ふるさと寄附基金積立金4,617万6,000円、町営住宅整備基金積立金で1,304万9,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は3億7,533万7,000円の減額となり、最終予算総額は、147億5,852万9,000円となりました。

なお、地方債については、最終決定額に合わせ補正を行っております。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほどお願い申し上げます。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。

報告第7号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第13号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の令和2年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第13号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,533万7,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億5,852万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたしますが、特徴的なもの、主なものについてのみご説明いたします。歳出からご説明いたします。

35ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから6ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

7ページをお開きください。

第2表 継続費補正でございます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名はマテリアルリサイクル推進施設整備事業（廃止焼却炉解体事業）。補正前の総額1億8,315万円、年割額ですが元年度6,600万円、2年度1億1,715万円を補正後の総額、1億8,203万5,000円、年割額、元年度6,600万円、2年度1億1,603万5,000円とするものです。

80ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名マテリアルリサイクル推進施設整備事業（廃止焼却炉解体事業）。補正前の計で申し上げます。年割額1億8,315万円、財源内訳ですが国道支出金2,200万円、地方債1億6,110万円、一般財源5万円。当該年度支出予定額6,600万円、当該年度末ま

での支出予定額6,600万円、翌年度以降支出予定額1億1,715万円、継続費の総額に対する進捗率、元年度36%、2年度64%、計100%を補正後の計ですが、年割額1億8,203万5,000円、財源内訳、国道支出金6,600万円、地方債1億660万円、一般財源943万5,000円。当該年度支出予定額6,600万円、当該年度末までの支出予定額6,600万円、翌年度以降支出予定額1億660万円、継続費の総額に対する進捗率、元年度36.3%、2年度63.7%、計で100%とするものです。

次に、全体事業費並びに年割額に変更はございませんが、財源内訳の変更がございますのでご説明をいたします。10款教育費、6項保健体育費、事業名が学校給食調理場改築事業。補正前の計の財源内訳の国道支出金、9,221万2,000円、一般財源11万1,000円を補正後の計、財源内訳の国道支出金9,220万5,000円、一般財源11万8,000円とするものです。

8ページをお開きください。

第3表 繰越明許費補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業。補正前の金額137万2,000円、補正後はございません。これにつきましては、令和3年第1回定例会、補正予算（第11号）において、繰越の設定をさせていただいておりましたが、事業を実施するにあたり、当該年度で終了したため繰越を要しないことになったため、補正額がなくなったものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名畜産競争力強化対策整備事業、補正前の金額5億380万8,000円。補正後の金額3億6,652万8,000円とするものです。次のページをお開きください。

第4表 債務負担行為補正でございます。

事項は地域応援資金、補正前の期間、令和3年度から令和8年度。限度額、融資金2億円に対する利子補給（年2.1～2.3%）、1,628万3,000円を補正後の期間、令和3年度から令和9年度。限度額融資金1億1,500万円に対する利子補給（年2.1～2.3%）815万1,000円とするものです。

次に事項がセーフティネット利子補給資金、補正前の期間、令和3年から令和11年度、補正前の限度額ですが融資金6億750万円に対する利子補給（年1.0～1.2%）、3,827万8,000円を補正後の期間、令和3年度から令和12年度、補正後の限度額、融資金6億1,640万円に対する利子補給（年1.0～1.2%）、3,381万8,000円とするものです。

81ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書でございます。

事項ですが、地域応援資金。補正前の債務負担行為の限度額、融資金2億円に対する利子補給（年2.1～2.3%）1,628万3,000円。当該年度以降の支出予定額、令和3年度から令和8年度、金額1,628万3,000円。財源内訳ですが一般財源1,628万3,000円を補正後の債務負担行為の限度額、融資金1億1,500万円に対する利子補給（年2.1～2.3%）815万1,000円。当該年度以降の支出予定額、期間が令和3年度から令和9年度、金額が815万1,000円、財源内訳ですがその他で777万7,000円、一般財源37万4,000円とするものです。

次に、セーフティネット利子補給資金。補正前の債務負担行為の限度額、融資金6億750万円

に対する利子補給（年1.0～1.2％）3,827万8,000円。当該年度以降の支出予定額、期間が令和3年度から令和11年度、金額が3,827万8,000円、財源内訳ですがその他で2,685万8,000円、一般財源1,142万円を補正後の債務負担行為の限度額、融資金6億1,640万円に対する利子補給（年1.0～1.2％）3,381万8,000円。当該年度以降の支出予定額、期間が令和3年度から令和12年度、金額が3,381万8,000円、財源内訳ですが、その他2,699万9,000円、一般財源を681万9,000円とするものです。

合計では、債務負担行為の限度額5億9,988万9,000円、前年度末までの支出見込額3億3,272万円。当初と変更はございません。当該年度以降の支出予定額2億6,716万9,000円。括弧内の3,254万1,000円につきましては、令和2年度の支出予定額となっています。これは当初と変更はございません。財源内訳ですが国道支出金2,579万7,000円、その他で3,477万6,000円、一般財源2億659万6,000円とするものです。

10ページをお開きください。

第5表 地方債補正でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額13億5,220万円から標茶中茶安別線道路改良から森林整備対策事業の900万円を減額し、補正後の限度額を13億4,320万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、2 地域活性化事業、補正前の限度額2億4,290万円から170万円を減額し、補正後の限度額を2億4,120万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

次に、4 公共施設等適正管理推進事業。補正前の限度額8,810万円から310万円を減額し、補正後の限度額を8,500万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

5 緊急防災・減災事業、補正前の限度額3億220万円から10万円を減額し、補正後の限度額を3億210万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次のページをお開きください。

7 災害援護資金貸付債、補正前の限度額250万円につきましては、皆減となっております。

次に8 学校教育施設等整備事業、補正前の限度額2億3,800万円から5,400万円を減額し、補正後の限度額を1億8,400万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

次に9 減収補てん債、補正前の限度額1,200万円から850万円を減額し、補正後の限度額を350万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

合計では補正前の限度額25億922万8,000円から7,890万円を減額し、補正後の限度額を24億3,032万8,000円とするものです。

82ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額25億

922万8,000円から、補正額7,890万円を減額し、補正後の額を24億3,032万8,000円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額135億9,775万1,000円から、補正額7,890万円を減額し、補正後の額を135億1,885万1,000円とするものです。

以上で、報告第7号の内容の説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時30分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美

署名議員 8 番 深 見 迪

令和3年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年6月9日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 第 3 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 4 諸般報告
- 第 5 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第43号 財産の取得について
- 第 7 議案第44号 車両の取得について
議案第45号 車両の取得について
議案第46号 車両の取得について
- 第 8 議案第47号 標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第48号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第49号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
議案第50号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第11 意見書案第6号 保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書
- 第12 意見書案第7号 地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書
- 第13 意見書案第8号 国民健康保険税（料）のさらなる負担軽減を求める意見書
- 第14 意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
- 第15 意見書案第10号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第16 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第49号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
議案第50号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
（議案第49号・議案第50号審査特別委員会報告）

○出席議員（12名）

1番 渡 邊 定 之 君

2番 類 瀬 光 信 君

3番 長尾式宮君	4番 松下哲也君
5番 熊谷善行君	6番 鈴木裕美君
8番 深見迪君	9番 本多耕平君 (早退午後3時05分)
10番 黒沼俊幸君	11番 鴻池智子君
12番 後藤勲君	13番 菊地誠道君

○欠席議員 (0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	齊藤昇一君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	穂刈武人君
農委事務局長	川村勉君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎報告第7号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。報告第7号を議題といたします。
本件については、昨日、内容の説明を受けていますので、審議に入ります。
これより質疑を行います。
はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。
長尾君。

○3番(長尾式宮君) 35ページ、6目基金積立金の24節財政調整基金積立金と減債基金積立金、こちらのほうが載っております。どのような内容なのか説明をお願いします。

○議長(菊地誠道君) 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君) お答えいたしたいと思います。

財政調整基金積立金、減債基金積立金、この専決補正におきまして追加補正をさせていただいております。現状ですね予算執行に際しては、全職員、予算編成時に無理・無駄をなくし、要するに無駄使いをしないで適正な執行をして欲しいというお願いをしながら1年間やってきているわけです。たまたま令和2年度は、コロナ禍ということで行政活動が相当制限されておりました。そういったことも含め、多額な執行残が生じたわけなんですけれども、財政調整基金につきましては、支消が当初予算で5億5,000万円、第4号の補正で2,500万で、予算上は5億7,500万支消する、積立は当初で3億9,922万4,000円、13号で2億5,859万3,000円、トータルで積立は6億5,781万7,000円ということになっておりますけれども、差し引きで行きますと、財調は元年度末に比して8,281万7,000円の増という結果になっております。

備荒資金につきましても、当初予算7億でみております。予算編成時にはどうしても財源不足というのが生じるものですから、数字上、備荒なり財調なりで数字をあてはめていかないと当初予算が組めません。結果、この最後のほうで決算の近い形ということで、備荒資金については当初7億で1号補正で4,000万円にして7億4,000万円のころ、9号、11号、13号で2億、1億、2億と計5億の予算を減額させていただき、最終的に備荒についても、支消額が2億4,000万となったところでございますけど、先ほども申し上げましたように、行政活動の制限等や無理・無駄をなくすという財政行動によりまして、こういう執行残が生じたものでございますから、積み立てられるときに積み立てるというのは当然の考え方ではないかなということで積み立てさせていただきました。

減債基金につきましても、令和3年度からごみ焼却場の償還が始まりました。それと今、

建てている学校給食共同調理場につきましては、令和5年から償還が1億1,000万円ほど増えてくるというようなこともございます。繰上償還のことも考えられるという部分がありますので、そういった償還に備えてという部分も含めまして、減債基金につきましても積立てられるときに積んでおくという考えで、今回のこの24節積立金につきましては積立をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○3番（長尾式宮君） 一連の中で1点だけ質問漏れがありまして、39ページ、8項1目企画費の24節、ふるさと寄附基金積立金、これ新しい項目だと思うんですけど、説明をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

このふるさと寄附基金積立金につきましては、本年2月5日開催の町議会第1回臨時会におきまして、標茶町ふるさと寄附基金条例の制定についてということで議案提案させていただき、皆さんに可決いただいたところでございます。

これにつきましては、今、私どもでやっているふるさと納税の皆さんからいただいた寄附金について、返礼品の送付にかかる費用、これらにかかるサイト管理者に払う手数料等々、差し引いた残額を基金に積立て、次年度以降の事業の予算として支消していくことで基金条例を制定させていただいたわけなんですけれども、2年度の寄附金総額が1億1,355万円ですけれども、先ほど言いました手数料、送料、広告料、返礼品代等々を含めまして6,737万3,702円。残額が4,617万6,297円ということで、今回予算が4,617万6,000円基金に積立てるということで積立てさせていただきました。

条例制定のときにもご説明させていただいておりますけれども、基金の用途についてサイトのほうで掲載しております。寄附者がその用途目的ということで選択されたものについてされている部分もございますので、基金は袋は一つなんですけれども、一応書類上それぞれの基金の用途割合に応じまして金額を管理しながら、次年度以降の予算に割り当てているというような考えでおりますことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） 26ページ、16款寄附金の1目一般寄附金の中に地方創生応援税制寄附金というのがありますけど、これ新しいものだと思うんですけど、どのようなものなんでしょうか。また、あわせていろいろと財源にかかわる部分についてお聞きしたいと思っておりますが、最終的な決算の審議というのは監査が終了してからと承知しておりますけれども、基金の積立や新たな財源の確保などがみられております。当初の予算のときに財政調整基金や備荒資金を投入して予算編成を行っておりますけれども、この最終の補正予算により令和2年

度末の基金残高が令和元年度末と比べてどのような感じなのか、令和2年度、これまでの積み残しの課題整理に多くの事業を実施してきているわけではありますが、佐藤町政になって基金を使い果たしてしまうと吹聴しているという話も聞いておりますけれど、現状をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

まず1点目の26ページの16款1項1目一般寄附金の地方創生応援税制寄附金の内容についてということでございますけれども、これにつきましては一般的に言われる企業版ふるさと納税というものでございます。地域再生計画を内閣府に申請をしてそれが認められたあとにこの企業版ふるさと納税の活動をしていくということなんですけれど、当方では昨年9月の9日に企業版ふるさと納税にかかる地域再生計画の申請についてということで、内閣府のほうに申請をさせていただいております。内閣府のほうから令和2年11月6日付けでこの地域再生法に基づく認定はされているというところでございます。本町の地域再生計画に搭載されている事業に企業のほうで賛同いただける企業について寄附を広く募っているというところございまして、令和2年度につきましては7社で305万円の寄附があったということでございます。

それと基金の部分でございますけれども、主な部分でいくと財政調整基金、元年度末残高でございますが、16億9,536万4,000円。2年度末が17億7,819万1,000円ということでございます。減債基金につきましては8億7,735万1,000円で2年度末が8億4,668万2,000円となっております。備荒資金、特別な部分でございますけれども合計で申し上げます。計でございますけれども元年度末で17億4,646万2,000円です。2年度末の残高でございますけれども15億1,322万3,000円というふうな形になっております。全体の基金合計で申し上げますけれども、元年度末残高でございますが、62億7,103万円。2年度末残高につきましては、61億9,341万4,000円となっているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 財政運営総括的な部分につきましては私のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、令和2年度につきましては、当初予算でさまざまな事業、クリーンセンターのほうの解体、それからマテリアルリサイクル施設、それから中学校の校舎の完成、講堂の着手、それから当初、予期していなかった給食調理場についても着手したということが一番大きいのかなと思います。さらに光回線の敷設関係では総額で16億の事業費を着手したこと、さらに防災無線も継続して事業をやっていました。さらに今年の2月になってサルボの土地の購入についても約1億近いお金を捻出しながらやったという中で、これまで実現できなかったさまざまな課題に着手した、そういう大きな年だったのかなと思います。ただその財源について、企画財政課長から皆さんが特に気にしている基金の状況について、決算の前ですけれども速報値という形でお話させていただきましたが、町民の中にも佐藤町長は使い果たすんじゃないかということを行っている人がいるよということを実は私自身も聞いています。そういうことも含めて現状でこれだけの事業をやりながら7,000万程度の基金

の減で収支を調整していただいた。私はあんまり職員をほめないんですけれど、今回の財政運営に対しては企画財政課の担当、財政係含めて全職員に対してもここまでいろんな精査をしながら努力していただいた結果だということを感じていますということ伝えながらやってきているところであります。

今後につきましても、令和3年度につきましてもいろんな事業が集中してくると思いますが、これまでのように補助金の有効活用をしながら新たな財源、ふるさと納税を活用しながら、それから一般質問でもありましたがアイヌの交付金につきましても、実は2年前から話をしながらやっていて、それがめどがついた。これについてもウタリ協会がない地域での認定についてはかなりハードルが高いという、実際にはそうではないんだよと言われながら、内閣府のほうに直接話を聞いたりしながら、何とか実現してあれだけの事業費を交付金で8割、プラス交付税措置1割の実質9割の補助を受けられる、そういう事業を有効に活用しながらこれからもやっていきたいと考えておりますので、これからも議員の皆さんのご指導を受けながら、そういったところに意を配していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第4条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第5条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第7号は承認されました。

◎報告第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。報告第8号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 報告第8号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第5号）の専決処分でございます。

歳入について精査した結果、国民健康保険税医療給付費分の現年課税分で108万1,000円の追加、保険給付費等交付金特別交付金の北海道繰入金2号分で、104万円を追加し、歳出におきまして一般会計繰出金212万1,000円を追加する予算措置をいたしました。

なお、本件につきましては3月31日付けをもって専決処分をさせていただきました。ご承認のほどよろしくお願いたします。

議案書3ページをお開きください。

報告第8号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページにまいります。

専決処分書（写）

令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、内容につきましては別冊の補正予算書によりご説明申し上げますので、補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度 標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第5号）

令和2年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,994万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書にしたがいましてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」はただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第8号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第8号は承認されました。

◎報告第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。報告第9号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第9号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年度一般会計補正予算、第8号、第11号及び第13号。簡易水道事業特別会計補正予算、第1号で議決又はご承認をいただきました10件の繰越明許費繰越計算書であります。

令和2年度歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該事業について、予算の定めるところにより令和3年度に繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。議案書の5ページをお開きください。

報告第9号 繰越明許費繰越計算書の調製について

令和2年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法

施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

令和2年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書でございます。

一般会計からご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、事業名光回線敷設事業、金額9億9,543万9,000円。翌年度繰越額9億9,543万9,000円。財源内訳でございますが、国道支出金3億4,430万7,000円、地方債6億5,110万円、一般財源3万2,000円。

次に6款農林水産業費、1項農業費、事業名畜産競争力強化対策整備事業、金額3億6,652万8,000円、翌年度繰越額3億6,652万8,000円。財源内訳ですが国道支出金3億6,652万8,000円、一般財源はゼロでございます。同じく道営草地整備事業負担金（標茶西地区）、金額343万円。翌年度繰越額87万5,000円、財源内訳ですが、一般財源で87万5,000円。同じく道営草地整備事業負担金（標茶南部地区）、金額1,804万9,000円。翌年度繰越額1,250万円、財源内訳ですが、一般財源で1,250万円です。

次に9款消防費、1項消防費、事業名防災施設整備事業、金額3億225万3,000円、翌年度繰越額1億8,938万5,000円、財源内訳ですが、地方債1億8,930万円、一般財源8万5,000円。

次に10款教育費、2項小学校費、事業名学校保健特別対策事業、金額480万円。翌年度繰越額480万円、財源内訳ですが、国道支出金240万円、一般財源で240万円です。同じく公立学校情報機器整備事業、金額が3,540万1,000円、翌年度繰越額2,450万3,000円です。財源内訳ですが国道支出金2,450万3,000円で一般財源はゼロでございます。

次に10款教育費、3項中学校費、学校保健特別対策事業、金額が320万円、翌年度繰越額320万円、財源内訳ですが国道支出金160万円、一般財源で160万円でございます。同じく公立学校情報機器整備事業、金額2,311万6,000円、翌年度繰越額1,711万3,000円、財源内訳ですが国道支出金1,711万3,000円で一般財源はゼロでございます。

合計では、金額17億5,221万6,000円、翌年度繰越額16億1,434万3,000円、財源内訳ですが、国道支出金7億5,645万1,000円、地方債8億4,040万円、一般財源で1,749万2,000円でございます。

次に簡易水道事業特別会計、2款簡易水道事業費、1項簡易水道事業費、事業名道営農地整備事業負担金、金額7,159万1,000円。翌年度繰越額2,090万円、財源内訳ですが、地方債2,090万円、一般財源はゼロでございます。

合計につきましては、金額、翌年度繰越額、財源内訳につきましてはただいまの説明と同額でございます。

調製につきましては、令和3年5月31日でございます。

以上で、報告第9号の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第9号を終了いたします。

◎諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議長から諸般報告を行います。

昨日の広報委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので報告をいたします。

広報委員会委員長には、長尾君。副委員長には渡邊君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

以上で諸般報告を終わります。

◎議案第42号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第42号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第42号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。議案7ページ、資料1ページをご覧ください。

議案第42号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、令和3年度川上団地町営住宅K-5号棟、住環境改善事業建築主体工事です。契約金額は1億2,210万円です。契約の方法は指名競争入札です。契約の相手は川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役 星 光彦です。

資料へまいります。

工事概要は改築工事で鉄筋コンクリート造3階建1棟12戸895.62平方メートルです。工事場所は川上です。指名業者の状況は、有限会社丸ホ星工務店、株式会社サトケン、有限会社村山建設、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の7社で入札を行った結果、1回で落札いたしました。入札執行日は令和3年5月25日です。竣工予定日は令和3年12月17日です。新規・継続の別は新規です。備考といたしまして、予定価格1億2,400万3,000円で事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 確認の意味でもご質問しますが、この工事の予定があるということを入居者にはいつ頃知らせるのでしょうか。事前に改修工事が予定されているからという、そういう入居者への周知というのはいないんですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 入居者への工事のお知らせなんですけれども、入居者につきましては工事をやる前にK-5号棟に入っている皆さんには、移転してもらわなければならないので、実は昨年とかもっと前から工事をやる予定なので、例えばK-3とかK-4とか新しくできたときに、そちらに移転しませんかとか、そういう働きかけもしながら事前に準備を進めているところで、今回に関しまして今年度については4軒くらい残っていて、その部分についてはもう契約も終わっていて、移転してもらおうという形をとっていますので、事前に1年、2年前から工事の説明をしながら進めているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案可決されました。

◎議案第43号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第43号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第43号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、GIGAスクール構想に基づく情報端末機器及びソフトウェアを取得するものであります。

以下、内容について説明資料とあわせてご説明いたします。議案書8ページ、議案説明資料につきましては2ページから3ページをご覧ください。

議案第43号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるというものでございます。

1 財産の種類、数量はG I G Aスクール情報機器端末及びソフトウェア 300台です。

2 取得の目的はG I G Aスクール構想に係る情報機器端末の購入でございます。

3 取得予定金額は1,250万7,000円です。

4 取得の相手方は、住所は札幌市中央区南1条3丁目2番地。氏名は大丸株式会社代表取締役 藤井敬一です。

資料2ページの説明に移ります。

型式は、Lenovo 300 e chromebook 2ndGen及びソフトウェアでございます。入札執行日は、令和3年5月18日でございます。入札の参加業者名は、中央コンピューターサービス株式会社、株式会社 N T T 東日本北海道、大丸株式会社、リコージャパン株式会社の4社で、1回で落札しました。納入期限は、令和3年9月30日としております。予定価格は2,920万5,000円で実施しました。

以上で、議案第43号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっとよくわからないんだけど、レクチャーお願いします。この予定価格と取得予定金額というのはどこがどう違うの。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） G I G Aスクールの所管課でありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

予定価格につきましては、あくまでもこのG I G Aスクール構想に伴う端末の市販の単価的なものを参考に予定価格を設定しております。入札の結果、取得価格、これが落札価格でございますので、この金額になっているということでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） この取得金額が1,250万7,000円、取得金額と取得予定金額が同じということなんですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

議案書のほうに取得予定金額という表現になっていて、ちょっと紛らわしいかもしれませんが、議会の議決が必要な金額の備品購入になります。入札にあたってはその落札価格で仮契約を交わしていただき、議決後に本契約になりますので、あくまでもこの提案の段階では取得予定金額という表現で、これが実際の取得をする金額になります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっと参考までに聞いておきたいんですが、このIT市場の状況ってというのはよくわからないんですけどね、この予定価格の40%ちょっとですよ、こうい

うことってあるんでしょうかね。1台につき予定価格が9万7,350円に対して取得金額は4万1,690円と。こんなに下げられる、こういうものなんですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 設計のこちらで予算化した金額と実際の入札価格の乖離の部分のご指摘だと思います。

実際に今回の入札率でいきますと、42.8%。前回のときは66.2%、そのときにもご質疑いただいたかと記憶しております。前回につきましてはG I G Aスクール構想の国の補助金の中で国から購入単価の上限、補助の上限というのが4万5,100円というふうに定められておりました、それをもとに設計書を作っておりました。

今回につきましては、その部分ではございませんので、先ほど教育委員会管理課長が説明しましたとおり、一般市場の流通価格に基づいてこちらのほうで予算化させていただいたというのが経過でございます。その分が設計の単価でいきますと、前は税込みで1台当たりの単価6万4,350円に対して、入札の価格、税込みで4万2,570円、入札率で約66%、3分の2程度。今回につきましては1台当たり、そういった上限がないので、先ほど教育委員会管理課長が説明しましたとおり、流通価格を参考にしました。それが1台当たりの単価で9万7,350円であります。結果は4万1,690円ということで、率でいきますと42.8%。

決定的な分析というのは私どもできませんが、一つは昨年度のG I G Aスクール構想の入札のときには国の補助上限が決まっていますので、それは業者さんとかもわかっていますので、そういった部分での近い金額だったかなと。ただ今回につきましては、かなりこの端末機器の流通が大手量販店でもまわってくるようになったというふうにお聞きしています。去年の9月時点では品薄状態だったというふうには聞いていますが、今、大きな量販店では同じ機器が流通されていて価格が下がっているということもお聞きしています。ただし、大変申し訳ありませんが、入札の結果なものでございますから、設計の段階で私たちもそこまで流通しているから価格が下がるだろうということも想定できておりませんので一般的な流通価格を私どもが調べながら設計金額を作ったということでございますので、結果としては入札の結果しかお答えできませんけれども、経過としてはそういう経過でございますので、実際には4割で前回よりも下がった結果になりますけれども、それが現状の入札価格になったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今の課長の説明で少しはわかりましたが、この種のものというのは予定価格の事前公表というのはいないんですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

事前公表というのは工事とかそういったもので、物品の購入に関しては事前公表はありません。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） 先ほどの説明の中でも予定価格というのは、流通を参考にしながらというお話でしたけれども、こういった機器類というのは、側は一緒でもいわゆるマシンスペックで値段というのはピンキリなんです。そういった中で今回、町のほうからこの程度の性能のものという指示があつてのことだと思ふんですけれども、そのへん特別変更があつてこの金額になつたというわけではないと認識しているんですけど、それでよろしいでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） スペック的な話になりますが、前回、去年の9月に議決をいただいた部分と同じ機器、同じスペックで遜色ないというふうに判断してございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は原案可決されました。

◎議案第44号ないし議案第46号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第44号、議案第45号、議案第46号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君）（登壇） 議案第44号、議案第45号、議案第46号の提案趣旨並びに車両の取得内容についてご説明いたします。

取得の目的でございますが、本案は町が所有し、標茶中央学校給食共同調理場で使用しております給食配送車4台のうち、パワーゲート機能が付いていない3台の車両をパワーゲート機能付き車両に更新取得するものであります。

内容につきましては、以下、議案、資料とあわせてご説明いたします。議案の9ページをご覧ください。

議案第44号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

車両の名称及び数量についてですが、給食配送車両 その1 数量は1台。規格及び型式、トヨタダイナXZU685-TQMMX3。取得価格、929万7,221円。取得の相手方ではありますが、住所川上郡標茶町字虹別原野693番地1、有限会社 菊地自動車整備、代表取締役 菊地茂男であります。

次に議案の10ページをお開きください。

議案第45号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

車両の名称及び数量につきましては、給食配送車両 その2 数量は1台。規格及び型式、トヨタダイナXZU685-TQMMX3。取得価格、928万6,221円。取得の相手方ではありますが、住所川上郡標茶町常盤4丁目11番地、釧路トヨタ自動車株式会社標茶店、店長 鹿股博芳であります。

続きまして議案の11ページをご覧ください。

議案第46号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

車両の名称及び数量は、給食配送車両 その3 数量は1台。規格及び型式、トヨタダイナXZU685-TQMMX3。取得価格、926万4,221円であります。取得の相手方ではありますが、住所は川上郡標茶町旭3丁目3番26-2号、有限会社 小林自動車整備工場、代表取締役 小林哲子であります。

次に資料の4ページから6ページをご覧ください。

取得車両につきましては議案のとおりでございますが、3案とも入札執行日、令和3年5月28日、1回で落札しております。入札方法につきましては、指名競争入札でございます。参加業者につきましては、木下自工株式会社、釧路トヨタ自動車株式会社標茶店、太陽自動車工業株式会社、東部ダイハツ株式会社、有限会社菊地自動車整備、有限会社小林自動車整備工場であります。納車期限につきましては、令和4年1月11日であります。

次に資料の7ページをご覧ください。

取得車両の概要でございますが、架装、いわゆる荷台部分がアルミ製の箱になっているものですが、その部分に昇降装置、パワーゲートがついている車両でございます。排気量4,000cc、ディーゼルエンジン4WD、乗車定員が3名、最大積載量2トンであります。全長は仕様書発注なものですから全長が5,330から5,350ミリメートル以内という指定になっております。車両幅1,900から1,920ミリ、車両荷台高が910から920ミリ、架装部分の全長については3,830から3,850ミリ、高さについては1,850から1,860ミリとなっております。3案とも架装内部には給食用コンテナ4台収納可能という条件をつけております。パワーゲートの許容荷重は600キロでございます。

なお、車両及び架装の規格寸法でありますますが、現在建設中であります給食センターの給食配送口の規格にあわせたものとなっております。

以上で、議案第44号、議案第45号、議案第46号の提案趣旨並びに内容についてのご説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） ちょっと同僚議員からも疑問の声が上がったので質問します。

昨今、仕事用の車というのもオートマが多くなっていますけれども、今回、3台ともマニュアル車でございます。マニュアル車にした理由というのがあれば説明のほうをお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

配送に伴って、冬期間の運行もあるものですから、オートマよりもマニュアル車のほうが冬期間としては運行安全の走行がしやすいという部分でマニュアルの設定にしております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑を終了いたします。

以上で、議題3案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題3案を一括して採決いたします。

議題3案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、議案第45号、議案第46号は原案可決されました。

◎議案第47号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第47号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第47号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、令和3年7月1日以後の入居者の選考にあたり、標茶町町営住宅条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案申し上げるものです。

以下、内容について別冊の新旧対照表と併せてご説明いたします。議案12ページ、説明資料8ページをご覧ください。

議案第47号 標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次のページにまいります。

標茶町町営住宅条例の一部を改正する条例

標茶町町営住宅条例（平成8年標茶町条例第20号）の一部を次のように改正するものです。改正内容を説明いたします。

第8条第5項中「20歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）」を「寡婦、20歳未満の子を扶養しているひとり親」に改めるものです。

附則といたしまして

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この改正の規定は、令和3年7月1日以後に行われる入居者の選考において適用し、同日以前に行われる入居者の選考については、なお従前の例によるものです。

以上で、議案第47号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 参考までに、この町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居をさせることができる、町ではこの権限、どのくらい戸数を持っているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 何軒とかという決まった軒数はないと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 特別な事情が生じたときの用意に公住をいくつか空けておくという準備はしていますよね。そういうのはないんですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） そういう場合の空き家を事前に用意しておくということはおこなっておりません。入居の募集をしたときに、入居の選考に対してそういう事情のある家庭を優先して入居させるというような形で対応しております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号は原案可決されました。

◎議案第48号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第48号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 議案第48号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨にのっとり、被保険者の医療費の支出に応じ、応能分と応益分からなる保険税の負担を求め、この保険税をもって国民健康保険の事業運営の安定化を図るものであります。

平成30年度から始まりました国民健康保険の都道府県化により、保険税については、納付金という形で財政運営の責任主体である北海道に納めることとなっております。また、持続可能かつ安定的な国保運営を目指すため、赤字のある市町村においては、決算補填等を目的とした法定外繰入の解消が求められることとなり、該当市町村は、年次計画をたて、段階的に赤字の解消をするべく取り組んでいるところであります。本町においては、1年前倒しで平成29年度からの計画をたて、法定外繰入の解消を目指しているところであります。

解消計画の内容としましては、北海道が激変緩和策として、保険税の引き上げ率を2%以内とする基準を示したことを受け、この基準の達成と、さらに所得金額が300万円の世帯における保険税の引き上げ幅を7,500円程度に抑える税率改正を行う内容としております。

また、北海道の「標準保険料率」の算定に係る賦課方式が「所得割」、「均等割」、「平等

割」の3方式となっていることから、令和9年度までに資産割を廃止することもあわせた税率改正の計画を進めているところであります。

なお、本案につきましては、5月24日から28日の期間にかけて書面により行った第8回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第48号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料15ページ、議案第48号資料②をお開きください。

改正項目1、国民健康保険の被保険者に係る所得割額で、条項は条例第3条第1項、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の所得割額の税率を100分の4.93から100分の5.35に引き上げるものです。

施行は公布の日、適用は令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以下の改正項目につきましては、施行日及び適用は同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

改正項目2、国民健康保険の被保険者に係る資産割額で、条項は条例第4条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の資産割額の税率を100分の15.4から100分の13.2に引き下げるものです。

改正項目3、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額で、条項は条例第5条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の被保険者一人分の均等割額を2万4,000円から2万4,500円に引き上げるものです。

改正項目4、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第5条の2第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の一世界帯の平等割額について、第1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、2万3,500円を2万3,000円に、第2号、特定世帯は、1万1,750円を1万1,500円に、第3号、特定継続世帯は、1万7,625円を1万7,250円に引き下げるものです。

改正項目5、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、条項は条例第6条、改正内容は、税率の改正で、後期高齢者支援金等課税額分の所得割額の税率を100分の2.43から100分の2.44に引き上げるものです。

改正項目6、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額で、条項は条例第7条の2第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、後期高齢者支援金等課税額分の一世界帯の平等割額について、第1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、7,500円を7,000円に、第2号、特定世帯は、3,750円を3,500円に、第3号、特定継続

世帯は、5,625円を5,250円に引き下げるものです。

改正項目7、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第9条の2、改正内容は、税率の改正で、介護納付金課税分の一世界帯分の平等割額を9,500円から9,000円に引き下げるものです。

改正項目8、国民健康保険税の減額で、条項は条例第23条第1号から第3号、改正内容は、課税額から減額する7割、5割、2割の各軽減額の改正になります。

第1号は7割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は、1万6,800円を1万7,150円に引き上げ、イの基礎課税額分の世界帯別平等割額は

(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、1万6,450円を1万6,100円に、

(イ)、特定世帯は、8,225円を8,050円に、

(ウ)、特定継続世帯は、1万2,337円を1万2,075円に引き下げ、

エの後期高齢者支援金等課税額分の世界帯別平等割額は

(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は5,250円を4,900円に、

(イ)、特定世帯は、2,625円を2,450円に、

(ウ)、特定継続世帯は、3,937円を3,675円に引き下げ、

カの介護納付金課税の世界帯別平等割額は、6,650円を6,300円に引き下げるものです。

第2号は5割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は、1万2,000円を1万2,250円に引き上げ、イの基礎課税額分の世界帯別平等割額は

(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、1万1,750円を1万1,500円に、

(イ)、特定世帯は、5,875円を5,750円に、

(ウ)、特定継続世帯は、8,812円を8,625円に引き下げ、

エの後期高齢者支援金等課税額分の世界帯別平等割額は

(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、3,750円を3,500円に、

(イ)、特定世帯は、1,875円を1,750円に、

(ウ)、特定継続世帯は、2,812円を2,625円に引き下げ、

カの介護納付金課税の世界帯別平等割額は、4,750円を4,500円に引き下げるものです。

第3号は2割減額、軽減に係る規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は、4,800円を4,900円に引き上げ、イの基礎課税額分の世界帯別平等割額は

(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、4,700円を4,600円に、

(イ)、特定世帯は、2,350円を2,300円に、

(ウ)、特定継続世帯は、3,525円を3,450円に引き下げ、

エの後期高齢者支援金等課税額分の世界帯別平等割額は

(ア)、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、1,500円を1,400円に、

(イ)、特定世帯は、750円を700円に、

(ウ)、特定継続世帯は、1,125円を1,050円に引き下げ、

カの介護納付金課税の世界帯別平等割額は、1,900円を1,800円に引き下げるものです。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます

ます。

以上で、議案第48号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） いくつか質問したいと思います。全道統一をしゃにむに行うということになるのでこういうことになっていくのではないかと。標茶の国保は全道的には非常に手当ての行われているなという印象を受けました。今回の条例改正についていくつか質問したいと思うのですが、一つは全道統一も含めて、資産割の解消を目指すという方針のもとで行われているようなんですけれども、なぜそのような方針転換に至ったのか。それから資産割の課税額は今まで全体でどの程度ありましたか。資産割解消となると全体の資産割の課税額が今回も含めてどこかで穴埋めしなければならないですね、それが今回のこういう提案だと思うんですが、これによって課税額が上がる世帯の状況を知らせていただきたいと思えます。資産を持っていない世帯にしわ寄せがいくのではないかと心配するものですから、それが質問です。

もう一つの質問は印象としては均等割の負担が上がっているんですね、平等割の負担が下がるようなんですけれども、これに間違いがないのかどうなのか。せっかく均等割、国がようやく重たい腰を上げて、未就学児童の5割負担減を出したばかりのときに均等割の負担を上げていくというのはどうしてなのか、このようにした根拠はなんなのか、というのを聞きたいです。

最後ですが、所得割で穴埋めする方法だと低所得者に無理がかからないと思うんですけれども、なぜ所得割に手をつけないで、所得割で資産割の解消を考えなかったのか、以上のことを伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

資産割の解消につきましては、道の運営方針、昨年12月に改定されたんですけど令和8年度までを経過期間として、資産割を廃止して3方式による課税方式にいたします。その背景といたしましては、北海道の段階の話なんですけど、国保の加入者、従前は国保の加入者というのは農林水産業や事業者が中心となっていたわけなんですけど、平成30年度の国の資料によりますと、加入割合の49%は無職者が占めていると。農林水産業者は4%、自営業者は10%、14%に満たないという中で、資産に対して課税するのは適当ではないという判断のもとで、資産割をなくして所得割、均等割、平等割の3方式とするという方向にしたということでございます。

資産割の課税にかかる、今まで占めていた割合なんですけれども、ちょっと今こちらのほうに資料を用意してこなかったのですが、今回の試算で300万円の世帯においては7,115円の負担増となるような改正内容となっております。

今回の応能応益割合の試算については、令和2年度の税率と3年度の税率の比較においては、応能割が0.65%増えて、応益割が0.65%減るという内容になっております。応能応益割合の内容についてなんです、平成29年度以前においては地方税法及び国民健康保険の施行令において各区分ごとの賦課割合が明記されていまして、応能応益割合は50対50、さらに応益分は均等割・平等割が35対15などと規定されておりましたが、平成30年度の制度改革によりまして、国保の運営主体が市町村から都道府県に移行したことに伴い、この規定は削除されております。現行では賦課割合の決定は市町村の判断に委ねられている形となっております。

昨年の12月に改定された北海道国民健康保険運営方針の中では、令和3年度以降については応益割合の内容は市町村の状況も勘案し、協議・検討の上決めるとしております。保険税の算定については、現在北海道において、運営方針に基づき負担の公平化を進めており、同じ北海道内において同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となるように取り組みを進めているところでございます。おおむね、令和12年度をめどに保険料率の統一を目指すとしているところでございます。応能応益割合につきましても、その取組の中で市町村の実態を踏まえた割合が示されてくると思われま。

いずれにしても現段階において本町がやるべきことは上昇率2%の基準を守り、激変緩和を図りながら赤字の解消を目指し、方針にそって、他の市町村と足並みをそろえて3割の廃止を目指すことと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） そこまでは大体わかるんですが、端的に市町村の考え方として、今日の一部改正を見ると均等割の負担が上がって平等割の負担が下がっていますよね。僕のこういう認識に間違いがないかどうか、このようにした根拠は何か。逆行しているんじゃないかなと思うものですから、その根拠を聞きたいなと思ひます。それから資産割の解消をいろいろいじっていますけれど、応能割、所得割で資産割の解消というのは考えなかったんでしょかね。この二つがちょっと、漏れていた。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

深見君。

○8番（深見 迪君） 細かいところは市町村で決めていく、国保税は住民からどう集めるかっていうその方法については、町村で決めていくこととなりますよね。そのときに今日の一部改正の内容を見たら、やっぱり均等割のほうが上がって平等割が下がっているってところに私はすごい疑問を感じるんですよ。なんでこうしたのかなと。ときを同じくして国のほうで均等割については配慮するっていう方針がでたわけで、逆行しているんじゃないか

など思うんですが、これどうしてそうなっちゃったんかということについて単純に聞きたいんですけどね。答えられないのかな。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） 今回の税率改正の内容につきましては、平成29年度の段階にたてた計画の内容を実行しているということになります。今後、国なり道のほうから、この応益割合を含めた内容について、保険料水準、保険料率の統一に向けて何らかの指示なり連絡があればそれを踏まえてまた税率改正の計画を見直すこととしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（何事かいう声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時39分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第48号は可決されました。

◎議案第49号ないし議案第50号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第49号、議案第50号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第49号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第3号）であります。

町有施設整備などに資するため、歳入歳出それぞれ4,118万9,000円を追加し、総額を121億9,586万7,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、ふれあい交流センター介護浴室用シャワーベッドの更新費用515万9,000円、駒ヶ丘荘暖房設備改修工事1,338万7,000円、町有施設整備基金事業450万円、マイホーム応援事業補助金200万円、標津線代替輸送協議会負担金311万4,000円などを計上いたしました。

他会計の繰出につきましては、介護保険事業特別会計で21万2,000円を追加いたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の増額で収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,118万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億9,586万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

以上で、議案第49号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時08分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第50号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で、保険事業勘定において、成年後見制度支援事業に係る補助金を追加し、歳入歳出とも84万9,000円増額し、総額で8億5,450万円するものでございます。

なお、財源につきましては、繰入金等により収支の調整を図ったところでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書 1 ページをご覧ください。

令和 3 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,450 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にそって説明いたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページから 3 ページの「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきまして、ただいまの説明と内容が重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 50 号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議題 2 案は直ちに議長を除く 11 名で構成する「議案第 49 号・議案第 50 号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題 2 案は、議長を除く 11 名で構成する「議案第 49 号・議案第 50 号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1 時 15 分

再開 午後 3 時 20 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第 6 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 11。意見書案第 6 号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第 40 項の規定により、趣旨説明

と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第6号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第6号は否決されました。

◎意見書案第7号

○議長(菊地誠道君) 日程第12。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第7号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第7号は否決されました。

◎意見書案第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第8号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第8号は否決されました。

◎意見書案第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第10号

○議長（菊地誠道君） 日程第15。意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第16。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から

申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第49号・議案第50号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号・議案第50号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第49号ないし議案第50号

○議長（菊地誠道君） 議案第49号・議案第50号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号・議案第50号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和3年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。
(午後 3時30分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 熊 谷 善 行

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美

署名議員 8 番 深 見 迪